

衆議院 内閣委員会 議 録 第 三 号

昭和五十八年十月十一日(火曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君

理事 愛野興一郎君 理事 佐藤 信二君

理事 田名部匡省君 理事 堀之内久男君

理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君

青木 正久君 有馬 元治君

池田 行彦君 石井 一君

上草 義輝君 小渡 三郎君

狩野 明男君 始関 伊平君

竹中 修一君 谷 洋一君

堀内 光雄君 宮崎 茂一君

鈴木 康雄君 木下敬之助君

中馬 弘毅君 三浦 久君

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君

國務大臣 谷川 和穂君

(防衛庁長官)

出席政府委員

内閣法制局長官 茂串 俊君

国防会議事務局 伊藤 圭一君

防衛政務次官 林 大幹君

防衛庁参事官 新井 弘一君

防衛庁参事官 西廣 整輝君

防衛庁参事官 友藤 一隆君

防衛庁参事官 富田 泉君

防衛庁長官官房 佐々 淳行君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁人事教育 上野 隆史君

防衛庁衛生局長 島田 晋君

防衛庁經理局長 穴倉 宗夫君

防衛庁整備局長 木下 博生君

防衛施設庁長官 堀田 章君

防衛施設庁次長 小谷 久君

防衛施設庁総務 梅岡 弘君

防衛施設庁施設 千秋 健君

防衛施設庁労務 木梨 一雄君

防衛施設庁外務 山下新太郎君

防衛施設庁外務 北村 汎君

防衛施設庁外務 加藤 吉弥君

防衛施設庁外務 栗山 尚一君

防衛施設庁外務 山田 中正君

防衛施設庁外務 片山 正夫君

防衛施設庁外務 緒方 良光君

委員外の出席者

建設省住宅局建 築指導課長 片山 正夫君

内閣委員会調査 室長 緒方 良光君

委員の異動

十月十一日

辞任

小沢 一郎君

吹田 愷君

山中 貞則君

河野 洋平君

同日

青木 正久君

竹中 修一君

谷 洋一君

中馬 弘毅君

補欠選任

青木 正久君

竹中 修一君

谷 洋一君

中馬 弘毅君

補欠選任

小沢 一郎君

吹田 愷君

山中 貞則君

河野 洋平君

十月七日

旧日本海軍の債務未払いに関する請願(長田武士君紹介(第一六三号))
傷病恩給の改善に関する請願(中路雅弘君紹介(第二一四号))
ミッドウェー艦隊機の下総基地使用反対に関する請願(新村勝雄君紹介(第二二五号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第二〇号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会閣法第二二二号)

○橋口委員長 これより会議を開きます。
都合により、この際、暫時休憩いたします。
午前十時四十五分休憩

午後二時十八分開議

○橋口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日本社会党所属委員が出席できないとの連絡がありました。まことに遺憾ながらやむを得ず議事を進めます。

内閣提出、第九十八回国会閣法第二〇号、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び第九十八回国会閣法第二二二号、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許します。
○三浦久委員 防衛庁にお尋ねをいたしたいと思ひます。

今回の法案で自衛官を千九百七十八名増員する、こういう要求になっておりますが、その理由、目的を明らかにしていただきたいと思ひます。
○矢崎政府委員 ただいまお話ししましたように、今回の改正法案により自衛官の増員は、海上自衛官が千三百二人、航空自衛官が六百三十人、それから統合幕僚会議に所属する自衛官が四十六人、これらを合計いたしました千九百七十八人でございます。

こういった定員増は、艦艇、航空機の就役、それから部隊の新改編、機材の運用、さらに統合運用体制の強化等に伴います隊務運営上の必要最小限度の要員の所要に対処するものでございます。
○三浦(久)委員 護衛艦はどういう護衛艦を予定しておるのですか。また、P3C、E2C、こういう関係はどうですか。

○矢崎政府委員 増員の内訳は、プラスの要素とマイナスの要素とがございます。そういたしましたので、この年度も、五十六年度予算で対処いたしましたものと五十七年度予算で対処したものと二通りの中身があるわけでございまして、それぞれについて若干御説明をしたいと思います。
まず五十六年度の増員の分といたしましては、計で九百九十六人ということになっておるわけでございますが、その中で艦艇、航空機の就役等に伴う増員が千六百十六人ございます。一方、艦艇、航空機の除籍等に伴う減員が千三百人、これが減に立つわけでございます。そのほかに装備品の運用とか部隊の新改編等のために必要な増員が四百十人ということで、九百九十六人という増になるわけでございます。

それから五十七年度の方でございますと、総数で九百八十二名の増でございますが、これもまず増の要素といたしまして、艦艇、航空機の就役等に伴う増員が二千五百十三人ございます。それに

対しまして、逆に艦艇、航空機の除籍等に伴う減員が千六百五十一人ございます。そのほかに装備品の運用、部隊の新改編等に伴う増として四百八十人というのがございます。これらを差し引きして九百八十二名ということに相なっておりますわけでございます。

この中で、艦艇の就役等に伴う増員の要素はどういうのがあるかと申しますと、五十六年度の増員の方でございますが、まず五十二年度の予算で建造を決めましてそれが五十六年度に出てくるDの分、それから五十三年度に建造に着手しました潜水艦の分、それから五十四年度の掃海艇等でございます。それから、航空機の就役に伴う増の中に、御指摘のようなP3Cの就役の分が三機分とか、そのほかにも各種の航空機の分が入っておりますわけでございます。

それから、五十七年度につきましても同様でございますまして、艦艇の就役に伴う増の中には、五十三年度に建造に着手いたしましたDDG、ミサイル護衛艦でございますが、その分とか、あるいは五十三年度の通常のDD、護衛艦でございますが、それとか、五十四年度に着手しましたDE、五十四年度の潜水艦、そういったようなものが入っております。それから航空機の就役の中には、P3C等の就役増に伴うものが入っておりますことでございます。

○三浦(久)委員 護衛艦の問題について言いますと、たとえば「さわかせ」だとか「しらゆき」だとか「はつゆき」だとか、それからまた潜水艦で言うところ「せとしお」ですか、そういうようなもの、またP3C、E2C、そういうものの就役に必要な人員だということでは要求されておるわけですね。

そうしますと、いまあなたが言われた護衛艦とか航空機というものは、いま現に就役しているのではないのですか、もう動いているのじゃありませんか、どうですか。

○矢崎政府委員 ただいま御指摘のように、こういった航空機あるいは艦艇は、予算で認められま

した線表に従いまして所定の年度に完成をいたし、それから、それらはすでに就役をして稼働の状態に入っておりますことは御指摘のとおりでございます。

○三浦(久)委員 そうすると、そういう人員の充足というのはどういうふうなやれるのですか。たとえば一部廃艦になったとか、そういう者を持つていくとかいろいろあるのじゃないけれども、しかし、それだけでは全部充足はできないと思うのですよ。だから皆さんが増員の要求をしていらっしゃるわけですから。現在、艦艇とか航空機はもう動いているわけですね。稼働しているわけですよ。そうすると、皆さん方がいまそれを稼働させるために人員をふやしてほしいと言っているその理由が成り立たないのじゃないか。もつと別な理由で定員をふやしてくれ、こういうように言っているように思うのですが、どうなんですか。

○矢崎政府委員 ただいま申し上げましたように、艦艇、航空機が就役をいたしてきます以上は、こういった艦艇、航空機を遊ばせておくというわけにはいかないわけでございます。そのために、所要の人員は、本来ならば増員を各年度におきましてお認めいただきますれば円滑に運用状態に入れるということでございます。しかしながら、いろいろな事情がございまして今日まで延引をしている関係上、そこに私どもとしては大変つらいところがあるわけでございます。結局、こういった船なり飛行機なりをとにかく運用の状態に置くためにはいろいろ苦しいやりくりをして賄わざるを得ないということでございます。

そういうことをやりますために結局どういうことになっていくかといいますと、隊員に非常に過重な勤務を強いたり、あるいはいろいろ安全上も綱渡りみたいなことをしなければいけなかったり、あるいは通常の訓練なり部隊運用をやっている場合に、そのレベルをあるところはがまんをすとか、あるいは業務の一部を一時見送つてがまんしてみるとか、非常に臨時的な工夫をして一時

しのぎをやらざるを得ないというのが実情でございます。こういつた状態を長く放置いたしておきますと、結局は海上自衛隊あるいは航空自衛隊全体の練度の維持というものが非常にむずかしくなってくる、そのことによって日本の防衛力というものが非常に低下をしてくるおそれもあるということから、こういった状態は一日も早く解消をしていただくようにぜひお願いをいたしたいと思っております。

○三浦(久)委員 そうしますと、私は増員要求の理由が別のところにあると思うのですよ、現在、艦艇や航空機は動いているわけですから。そうすると、どういう部隊から充足をした、そのためにどここの部隊に穴があいておる、だから現在千九百七十八名必要なんだ、そういうことが出てきませんと、ただ艦艇や航空機の就役に必要だと言われても、現在動いておるわけですから、それじゃ具体的に何のために増員するのかということをお聞きしたいのです。それは御答弁できますか。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

○矢崎政府委員 それはまさに、艦艇なり航空機なりの就役が出てまいりますれば、それぞれ対応いたしました人員の配置を所定の基準に従ってしていかなければいけないというのが基本の原則でございます。しかしながら、こういった定員の増員がお願いをいたしました年度にそのまま認め願えていないというこの結果をいたしまして、本来あるべき姿の水準にその充足が達していけないという問題が生じておるわけでございます。そこが部隊運営上非常に問題を残して、一時しのぎをしておるということでございますから、そういった一時しのぎの問題のある状況は一日も早く解消をして、本来の姿に戻していかなければいけないということが基本でございます。その辺はぜひ御理解賜りたいと思うわけでございます。

○三浦(久)委員 それは理解できますよ、あなたの説明は、説明は理解できるけれども、しかし、いま動いているわけですから、そうすると、

今度千九百七十八名増員になった場合に、その人たちは護衛艦とか航空機に就役させるんですか。そうじゃないでしょう。そうじゃないと思うのですよ。やはりどこか別のところに充足していく。そうすると国会で説明した理由と実際の理由は違うということにならざるを得ないと思うのですよ。だから、どういう部隊にこの千九百七十八名を充足するのかということをお私にはつきりしていただきたいと思うのです。これは後でもいいのですが、どうですか、きょう御答弁できなかったら後で委員会外で……。委員会では報告してもらってもいいのですけれども。

○矢崎政府委員 ただいま申し上げましたように、これは全体として非常に本来あるべき配置に人がついていないという状況になっているわけでございます。結局、予算で国会の御承認を得ました艦艇なり航空機というものが一方にございまして、そういうものが就役をしまし、それをする限り効率的に運用していくということもこれまた国会の御意思でございます。で、私どもは、そういう船なり飛行機をただ動かさないでほっておくわけにもいかない。したがって、それを動かすために全体としてやりくりをして一時しのぎをやっておるというのが実情でございます。それから、全体としてそういうふうな状態になつておるわけでございます。これはそういうことでぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○三浦(久)委員 同じ答弁を繰り返されているので、この問題だけに時間を費やすわけにいきませんからあれですが、どう見たって、いま皆さんが説明している理由と今度の増員の理由というのは違うわけですよ。

それから、いままで何年もこの定員の増員要求が認められなかったということ、このことはいろいろな理由があると思うのですよ。たとえば、そんな護衛艦ふやす必要はないとか、また財政的にぐあい悪いとか、いろいろな要素があると思うのですよ。しかし、少なくとも定員は増にならないでいままで来ているわけですから、にもかかわら

ず予算で装備が通ったんだからということで、そ
つちへどんなそれを就役をさせて、そして実質
的には定員増と同じような状態をつくり出すとい
うのは、私はやはりこの国会を軽視していること
じゃないかというふうに思います。私が何回同じ
質問をしても同じ答えしか返ってこないと思いま
すから、次に進みたいと思います。

リンク11の問題についてお尋ねしたいと思
います。

護衛艦の「しらね」とか「くらま」、それからP
3C、E2C、ここにリンク11というディジタル・
データ・リンク、これが装備されていると思いま
すけれども、そうですか。

○矢崎政府委員 リンク11というのは、御承知の
ように、データ通信によりまして各種データの迅
速な交換を行う機能でございまして、こういった
機能が海上自衛隊の場合に非常に重要であるとい
うことはすでに御承知のとおりかと思えます。

それで、従来……三浦（久）委員「結論だけ
いいですよ」と呼ぶ）P3Cとか「しらね」「くら
ま」のお話でございまして、これに装備している
のではないかと……

……これは、例示的にそういったものについて
この装備をしておりますということをお答えをし
た経緯がございまして。

○三浦（久）委員 装備しているわけでしょう。結
論だけ答えてください。

リンク11というのはどういふものですか。

○矢崎政府委員 このリンク11という装備は、デ
ータ通信によりまして二つ以上の無線局相互間を
結びます通信回線、それからその回線に接続され
ております通信装置、これを総体としてリンク11
というふうに呼んでおられるわけでございます。各
種データの迅速な交換を行う機能を持つていろ
ものでございます。

○三浦（久）委員 私は防衛庁に聞いているので
よ。科学技術庁に聞いているのじゃないのです
よ。そんな説明だったらリンク11の説明にならぬ
でしょう。ほかにもあなたが説明したようなもの

はいっぱいあるわけですから、ほかのものと区別
してリンク11というのはどういうものか、特にこ
こは内閣委員会が防衛二法が審議されているの
ですから、防衛目的との関連でもってリンク11とい
うものはどういふものかということを説明なさ
ないと、本当の説明にはならないと思うのです
ね。もう一度答えてください。

○矢崎政府委員 ただいま申し上げましたよう
に、このリンク11という装備品は、各種の情報を
迅速、正確に交換をするというのを主たる機能
としておるわけでございます。これは複雑、迅速
化したします現代の対潜作戦でありますとかある
いは防空作戦、こういったものを有効に実施する
ために、艦艇間あるいは航空機と艦艇との間の情
報交換のために使用をされる機器でございます。

○三浦（久）委員 各種の情報と言いますけれど
も、それは戦術上の情報です。これはアメリカ海
軍の戦術データシステムとして開発をされた
ものだといふふうに私も承知しておりますけれ
ども、そうでしょうか。

○木下政府委員 データリンクにつきましては、
いま先生おっしゃいましたようにアメリカで使
用されているのと同種のものでございますが、それ
をわが国でも使用しておりますわけでございます。

○三浦（久）委員 そうすると、第七艦隊、これは
いろいろ艦船がおりますけれども、巡洋艦、駆逐
艦、こういったものはこのリンク11を装備して
おりますか。

○矢崎政府委員 米軍の各艦艇がどういった装
備品を個々に搭載をしておるかということにつ
いては、私も私として申し上げ得る立場にない
と思っております。

○三浦（久）委員 いや、そんなことはないでし
ょう。あなた、リンク11だから、リンクしてい
るんだから。リンクしたそのリンクを、どうい
うところとリンクしているかというように言う
立場にないというところはおかしいじゃない
ですか。これは装備しているんですよ。あなた、
それを否定できないでしょう。じゃあ、自衛隊
だけでリン

ク11でリンクしているのですか。そんなこと
ないでしょう。だから私は、アメリカ海軍の戦
術データシステムとして開発されたのかと聞
いてはいるのです。それはそのとおりじゃ
ないですか。

アメリカ海軍のこのディジタル・データ・リン
クというのは三種類あります。リンク4A、リン
ク11、リンク14、これだけじゃありません
か。リンク4A、リンク11、リンク14、
こういうのがあります。この三つはそれぞれ
いう性能なのか、それぞれの特徴、違い、こ
ういふものをちよつと教えてください。

○木下政府委員 アメリカでデータリンク、ど
ういふ種類のものを持っているか、つづきには存
じませんが、一般に公刊されている雑誌等には、
いまおっしゃったようなリンク11とかリンク14
とかというのがあるというふうに書かれて
おりますが、具体的にどういふふうな違いがある
かという点、技術的な中身に入りますので、答
弁を差し控えていただきたいと思います。

○三浦（久）委員 それはおかしいですよ。リン
ク14があるというふうにお聞きしたい話をし
てくれるけれども、リンク14というのは、あな
たたちがこれから最新の護衛艦じゃない護衛艦
につけようとしているのでしょうか。だから、あ
なたたち自身はその性能とかそういうものにつ
いては熟知しているはずですよ。そして、リン
ク11、リンク14、これはアメリカ海軍の戦術
データシステムなんだから、これについてあな
たたちがそれぞれ検討してないなんてことは
ないじゃないか。どういふものか、そんな詳
しい性能は要らない、それぞれを区別する特
徴だけ言ってください。

○木下政府委員 リンク11あるいはリンク14等
については、それぞれのシステムについての違
いがあるわけですが、技術的な中身に立ち入
りますので、答弁を差し控えていただきた
いと申し上げておるわけでございます。

○三浦（久）委員 委員長、ああいうことで答
弁いいのですか。なぜ技術的なことが言え
ないのですか。それはおかしいじゃないしょ
うか、委員長。

どういふものを装備しているのか。税金で買
っているんですよ、あなたたち。たとえばリン
ク11、リンク4A、リンク14、それぞれを
検討して、リンク4Aというのは対航空機用
なものです。そういうことぐらい言ったって
いいじゃないですか。あなた、そしてまた、
リンク11、リンク14の性能の違い、そ
ういふふうなものを言ったっていいじゃ
ないですか。

委員長、ちよつと誠実に答弁するように
言っていただけないか、秘密でも何でもな
いことですから。

○愛野委員長代理 委員長として申し上げ
ます。的確に、誠実に御答弁を願います。

○木下政府委員 リンク11、リンク14の性
能につきましては、作戦運用の問題等にか
かわる問題でございまして、技術的な内容
についてはお答えを差し控えていただきた
いと思っておりますが、リンク11は双方
的なものであるけれども、リンク14は
受けるだけというふうなことをアメリカ
の雑誌等には書いてございます。

○三浦（久）委員 なかなか口が
かたいたですね。雑誌に書いてあるとい
うことじゃなくて、あなた自身
が持っているものじゃありませんか。リン
ク11というのは、一つの機動部隊を
構成しますよね、それが戦艦である
とか航空母艦であるとか巡洋艦
であるとか、P3C、E2C、そ
ういふ一つの機動部隊を構成する
わけでしょう。そういう場合に、
相手目標の位置とか動きとか識別、
そういうものが正確に把握できた
としても、それを艦と艦の間、艦
と航空機の間、かようなものを
音声でやつておったのじゃなか
な手間がかかって即時性が
ない、正確性もないというので
コンピュータ化しているものでし
ょう。ですから、これは艦船防
御上必要だということで、アメリ
カの海軍の戦術データシステム
として開発されたものじゃあ
りませんか。そういうものをあ
なたたちがいまおつけにな
っていらつしやるわけですか
けれども、なかなか口が
かたいて言われませんので、ち
よつと先に進み

ましよう。

このリンク11の情報というのは、あなた先ほど各種情報と言われましたけれども、大ざっぱに言うと、目標の位置情報から成っているというふうな言っているのじゃありませんか。たとえばソ連の原子力潜水艦、ソ連の艦隊、またソ連の航空機、特にバックファイアかもしれないね、またソ連のミサイル、こういうものの位置、さらに識別、敵か味方か、進路、速度、高度、深度、さらに未来位置、こういう情報ではありませんか。

○矢崎政府委員 要するに、艦艇なり航空機なりが持つておられますいろいろなデータを相互に交換をするということとを機能とする装備品であるということとは御説明をしたとおりでございますが、実際にいま御指摘のございましたような個別のどういった情報を持つておられるのかという点になりますと、これは自衛隊の作戦上の問題に密接に絡む要素でもございまして、私どもとしては、具体的にどういった個々の情報を持つて交換をしておられるかということにつきましては答弁を差し控えておきたいと思っております。

○三浦(久)委員 P3Cというのは対潜哨戒機でしょう。そうすれば、原子力潜水艦の行動というものはずっとキャッチしているのじゃないですか、そういう情報を、どうなのですか。そんなことを言えないということはないでしょう、あなた。常識じゃないですか。

○矢崎政府委員 P3Cの場合は、現在、常時警戒監視の任務についておるわけでございまして、常時何機かが飛行しておるわけでございまして、そのプロセスにおきましてどういったような情報をキャッチしてそれを処理しておるかということにつきましては、これは情報に関するところでございまして、事務の性質上具体的にお答え申し上げます。これは差し控えておきたいと思っております。

○三浦(久)委員 質問をよく聞いてから答えてください。

私は、ある特定のソ連の潜水艦がどう動いたか

とか、そんなことを聞いておるわけじゃないでしょう。P3Cというのはそういうソ連の原子力潜水艦の行動を哨戒活動によって監視しているのじゃないか、そういうことですよ。それからまたE2C、これは何も対潜だけじゃないわけですからね。それは、バックファイアが来たとか敵の艦隊が来たとかミサイルが飛んできたとか、そういう情報をさつとキャッチして、それでコンピュータ化して、デジタル化してつと送るわけでしょう。そういうことぐらいは言えるでしょう。一般論として私は言っている、具体的にソ連の潜水艦の行動がどうだとかバックファイアの行動がどうだなんて、そんなことを聞いているのじゃないのですよ。そういうことでは時間ばかり食ってしまつてしょうがないですね。

それは、P3C、E2C、P2J、これはどういふような場所をどのような頻度で哨戒活動を行つておられますか。

○矢崎政府委員 現在、大型対潜機によりまず日本周辺海域の哨戒といたしましては、日本海におきまして一日一機の割り、それから東シナ海及び北海道周辺では二日に一機というふうな割合で哨戒活動をやつております。

○三浦(久)委員 P2Jはリンク11を積んでおりますか。

○矢崎政府委員 先ほど申し上げましたように、かつて具体例としてたとえばということで申し上げたことがございますが、さらに詳しく個々の飛行機がどういった装備品を持つておられるかということにつきましては、お答え申し上げるのは差し控えておきたいと思っております。

○三浦(久)委員 P3CやE2Cについては言つて、P2Jは言わないというのはどういうことなのでしょう。答弁に全然整合性がないですね。短い時間で質問しているのですから、もうちょっと誠実に答えていただきたいと思うのです。

P3Cの情報というのは戦術上の情報、いわゆるタクティカルな情報だということは、それはいい

いわけでしょう。どうですか。

○矢崎政府委員 この問題はかつて何回か御議論が出た経緯もございまして、タクティカルな情報と申しますのは、まさに対潜攻撃を行うような場合のその当該潜水艦についての情報ということでございまして、現在、平時におきましてそういう対潜攻撃の情報を持つておられるというふうなことはございませぬ。

○三浦(久)委員 しかし、いまその情報に基づいてアメリカ軍が攻撃するか自衛隊が攻撃するか、それは別としても、そういうソ連の原潜の行動が哨戒活動によって監視され、その動き等々が全部伝送されているということははっきりしている事実じゃありませんか。P3Cの情報というのはリンク11を通じて送られるわけでしょう。その送り先は厚木の対潜作戦センター、それでございませぬか。

○矢崎政府委員 P3Cが哨戒監視活動等を行つて集めたデータは分析方法は二様ございまして、一つは、P3C自身が搭載しておられます電子機器による分析がございまして、それからもう一つは、詳細な分析につきましては地上にある施設、厚木にあります音響業務支援隊等、そういうところで分析活動もやるということでございませぬ。

○三浦(久)委員 リンク11というのはアメリカ海軍とリンクされているわけですね。そして、第七艦隊もこれを積んでいるということになりますと、日本の海上自衛隊や日本のP3Cが送つたその情報は、自動的に、たとえば第七艦隊のフラッグシップであるブルーリッジとか、また神奈川県の上瀬谷にありますアメリカ海軍西太平洋艦隊航空部隊司令部、こういうところでも受信ができるのではございませぬか。

○矢崎政府委員 日米間におきましては、日米安保体制の円滑な運用という見地から、平素から必要な情報の交換を行っているということは一般的に繰り返して申し上げておるわけでございまして、いま御指摘のP3Cが収集しました情報につ

きまして、これをアメリカと交換をしておられるかどうかという問題につきましては、具体的な活動にかかわることとさせていただきますので申し上げます。これは差し控えておきたいと思っております。

○三浦(久)委員 そんな答弁ばかりじゃ困るので、これはリンク11なんだから、みんなリンクしているから。あなたも先ほど交換と云うことを言われましたけれども、これは短波でやつておられるわけでしょう。ですから、送ればアメリカの第七艦隊のブルーリッジだつてそれをとれるのですよ。交換をしておられるのか、してないのかという問題じゃないでしょうか。自動的に入つてしまふのじゃないですか。そういうことを言えないとかなんとかといつたつて、全く事実を反することを言つておられるわけですね。機械が自動的に受信してしまふわけですよ、リンクされているわけですから。

防衛庁長官、これはなかなか答弁できないというから私もちょっと話を進めますけれども、これは戦略的な情報でも何でもありません。戦術上の情報ですよ。そういうものが常時アメリカ軍に流されておられる。日米安保条約上必要な情報は交換するとなつておられますけれども、この戦術上の情報を全部、のべつ幕なし平常のときにアメリカ軍に提供している、これがリンク11の本質なんです。こういうことは集団的自衛権の行使が禁止されている日本の憲法に違反しているのではないかと私は思うのでございまして、いかがでございませう。

○矢崎政府委員 日米間の情報交換と申しますのは、日本側から渡します情報については日本側の自主的な判断に基づいて処理をするという原則で対処しておりますので、いまおっしゃいましたような自動的に流れるというふうなものではないということは、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○三浦(久)委員 違いますよ。あなたがいまおっしゃつたような情報の交換のやり方もあるでしょう。しかし、リンク11で、コンピュータで制御されたそういうデジタルデータがばつと行くわ

けでしょう。それはいろいろな記号を使ったり暗号を使ったりしているのではありません。非常に圧縮されたそういうものがコンピュータでちゃんと制御されて行くわけです。

それじゃ、それは厚木の対潜作戦センターにだけしか行かないのですか。そんなことないじゃないですか。リンク11があるのだから、第七艦隊の旗艦にだってそれはちゃんと受信できますし、さつき言った上瀬谷の航空部隊司令部、こども受信できるじゃありませんか。だから、情報交換というのは、あなたが言ったようなやり方もあるし、自動的に機械を通じてばつと入ってしまうものもあるんですよ。どうですか。

○矢崎政府委員 何回も申し上げるようでございますが、私も申し上げては、日米間の情報交換と申しますのは、日本側は日本側の自主的な判断に基づいてこれを実施するというところでやっておるわけでございます。ただ、具体的にいかなる場合にいかなる情報をいかなる方法で交換をしているかということにつきましては、事柄の性質上御説明は差し控えていただきたいと思います。とでございます。

○三浦(久)委員 壊れた蓄音器みたいなことを何回も言っても困るのですよ。だから、そういうやり方もあるが、P3Cの情報というのは、いわゆるリンク11を通じて発信されるものは全部アメリカの第七艦隊のリンク11にだって受信できるわけでしょう。アメリカのだけは受信できないようになってくるのですか。そんなことないじゃありませんか。それはもつと誠実に答えてくださいよ。どうですか。

○矢崎政府委員 繰り返し御答弁申し上げておりますように、情報交換の、いかなる場合にいかなる情報をいかなる方法で交換をしているかということにわたりますような点は、御答弁は差し控えていただきたいと思います。

○三浦(久)委員 それはだめですよ。私も、情報というのは日本の国の判断でもってこれは出した方がいい、これは出さない方がいい、主権国家だ

とあなたたちが言うのだから、そうするのが正しいと思う。ところが実際には、こういうリンク11を取りつけることによってそういう判断はあなたたちができなくなっちゃうているわけですね。もう自動的にすつとアメリカの海軍に情報が提供されているわけですね。ですから私はこれを問題にしているのですよ。それを答弁できませんと言うたつて、機械は正直ですから、いつもアメリカ軍に情報が筒抜けになっているわけですよ。そういうことをあなたたちはやはり悪いことだと思っているから答弁ができないのじゃないですか。

それじゃ、もうちょっと聞きましよう。たとえば、いまは日本平時のときのことを言いましたけれども、日本が平時でアメリカとソ連が有事の場合、そういう場合想定されますね。たとえばペーリング海だとかオホーツク海でもってアメリカとソ連が戦争をしたという場合に、日本のP3Cが、またE2Cが、ソ連の原子力潜水艦であるとか艦隊であるとかミサイルであるとか、そういうようなものを絶えず哨戒監視をする、そしてそれがアメリカのやはりリンク11にキャッチされて、そしてどんとアメリカが攻撃をする、そういうようなことは許されるのですか。それは集団的自衛権の行使になるんじゃないんですか。

先ほどあなたは、平時の場合には捕捉して攻撃するに至らない情報の提供だからいいんだと言われましてけれども、じゃ米ソが有事、日本平時、こういう場合に、こういうような哨戒活動をやつて絶えず米軍に情報を送り続ける、このことは戦闘行動に参加をしたにも等しいことですよ。こういうことは集団的自衛権の行使を許さないとした憲法上の原則に違反すると思いませんか。いかがですか。これは大臣、答えてください。

○谷川国務大臣 まず原則のことから答弁させていただきますが、平時におきましても日米は緊密に情報の交換をいたしております。もちろん、対等の立場に立つての交換が行われております。それから、さつきタカティカルインテリジェンス、作戦情報という言葉をお使いになられました

が、わが方の作戦情報という概念は、あくまでも七十六条の自衛隊防衛出動令後の情報ということになるかと存じます。いま御指摘のような日米安保条約の第五条が働いていない時点で自衛隊法七十六条状態が起こるといことは考えられないわけでございます。当然、七十六条防衛出動の場合には日米安保条約第五条が発動している、こう考えられると思います。

したがって、いま御指摘のような状態の場合にどういった情報をわが方がアメリカに出すかということ、これは、全く日本の側の独自の判断において行われることとございまして、いま先生の御指摘のような仮説に基づいてわが方の情報が自動的に動いていくというものではないというふうに御判断をいただきたいと思います。

○三浦(久)委員 だから、それは私はうそだと言っているのですよ。リンク11というのは、アメリカの第七艦隊とかそういうものとリンクをされていくということなんです。それは詭弁ですよ。P3Cを飛ばしてもその情報はアメリカに行かない、そんなことは絶対にあり得ませんよ。

○谷川国務大臣 先ほど政府委員から答弁させていただきましたように、リンク11というのはデータリンクの呼称でございますが、平時においては私もがどういようなデータを集めておるかというところが一つの問題でございまして、いま先生はタカティカルインテリジェンス、七十六条が働いた後の情報の交換のことによつと触れられたと思うものでありますから、それについてお答えをしたわけでございます。

平時においてわれわれが、わが国に攻撃が行われていないような状態においてわざわざ、作戦行動が起こるであろう、相手を攻撃することに必要情報を直ちに懸念になつて集める、そのために作業をしているものではございません。その点は、そこを明確にしておいていただきたいと思います。でございます。

○三浦(久)委員 それはあなた、頭の上でそう言っているだけで、実際は情報が行っちゃっている

んだから。機械でもって、コンピュータでもって行っちゃっているんですから。それは行かないということをお前提にして答弁しているわけですからね、それはもうだめです。

では、もう一つ論を進めましよう。日米が有事のとき、こういうデータリンクでもってアメリカの海軍と直結をすればどういふことになるか。これは指揮の一元化という問題が当然起きてくるんじゃないやしませんか、どうですか。

○矢崎政府委員 日本有事の場合に、安保条約第五条が発動されますと、日米共同対処、これによりまして日本の防衛をやつていくということになるわけでございますが、その場合のやり方は、あくまでも指揮系統はそれぞれ個別に動くわけでございます。それはガイドラインにも示されているとおりでございます。日米間の作戦の調整は、それぞれの自主的な立場で密接な協議を行いながら調整をされていく、こういう形になるのは御承知のとおりでございます。

○三浦(久)委員 緊急のときにそんなことをやっている暇はないはずなんです。それは、大きな立場で日本の海上自衛隊が全部アメリカ軍の指揮下に入るとか、そういうことは考えられないかもしれない。しかし局部的にはアメリカの指揮下に入ることは可能なんです。

たとえば、あなたたちは、日本有事のときにはアメリカの航空母艦を自衛隊が護衛するということは憲法違反ではない、やつてもいいことだ、こうおっしゃつておられますね。そうすると空母を輪形陣でもつてつと護衛していきます。いろいろな船があるでしょう。P3CもE2Cもそれに参加するでしょう。そしてそれは、艦と艦、艦と航空機、この間はお互いにリンク11でもって情報を交換し合ひながら行くわけですよ。そのときにどういふ状態になるかという、リンク11を積んだ船がいっぱいありますわね、何隻かある、そのときには一つの艦がネット管制局になるわけですよ。それでなければ、リンク11を積んだのがそれぞれ勝手に指揮したら大変なことでしょう、戦闘

行動をやる場合に。ですから、その一つの機動部隊の中で、たとえば航空母艦がなるかまたはブルリッジがなるかわかりません、しかし、それは一つだけネットワークを決めなければいけないのです。そして、それを中心にして情報の交換が行われていく、そういうことになるわけですね。

そうすると、あなたの言い方であれば、アメリカ軍と一緒に行動する場合に、アメリカはアメリカ、日本は日本で行動する、指揮、命令は別だ、こんなことはあり得ない。そんなことをやったら、あなた、航空母艦を守れなくなっちゃうでしょう。だから、リンク11をつけたことによって局部的な戦術行動の場合には指揮が一元化されるを得ないのです。ですから私はこのリンク11というのはいわゆる危険だというふうに言っているのですけれども、その点どうですか。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

○矢崎政府委員 ただいまのお話は、わが国の艦艇が米国の艦艇を護衛する場合にとられまして、それが結果的にアメリカの指揮下に入らなければそういう行動はできないのではないかと、こういう御指摘のようでございますが、私も考えておりますのはちよつと逆でございます。私も、まずそれぞれが指揮権を別個に持つておる、それが日米が共同で作戦を行う、これが原則でございます。したがって、そういう原則を保ちながらどういった具体的な作戦活動が可能であるかというふうに考えていくわけでございまして、両方の指揮権が別々に、しかも調整されながら協力していきけるという限度での作戦行動をやるわけでございますから、そこは誤解のないようにぜひお願いしたいと思います。

○三浦(久)委員 だつて、本当にそんなことをやったら戦争にならぬでしょう。あなたたち、戦争できないでしょう。私、戦争やれと勧めているわけじゃないですよ。

ここに、安全保障制度調査会、これはあなた、どういう性格のものか知っておりますでしょう。ここで第一回研究会の報告書がある。これは自民

党の先生方がたくさん出席されております。ここです。元統幕の事務局長だった左近允さんが発言されております。何と書いてあります。これは四十ページに「たしかに共同作戦を調整でやるのは今おっしゃったように、なかなか難しいと私は思います。ただ指揮系統と言いましてもですね」というようなことをずっと言つて、こういうことを言われている。「例えばアメリカのP3Cが潜水艦を見つけた、そして近くにいたのが日本の護衛艦であつて、その現場にかけつけたといった場合ですが、そのアメリカのP3Cの機長と日本の護衛艦の指揮官が並列でやっているのでは何もできませんので、その場合には手続的にこれはもう護衛艦の艦長が飛行機をですね、コントロールしていいというふうになっております。」こう言われているのですよ。

ですから、たつた艦艇とP3Cと一緒に共同行動をするという場合だつて、それぞれが別々の指揮系統でやつておつたんじゃないやしません。ですから、どつちかが、まさか飛行機の方が指揮するわけにいかないから、護衛艦の方があつち探せこつち探せと指揮をする、こういうふうになつていると言うのです。そうすれば、これはP3CがアメリカのP3Cなんだけれども、逆に日本のP3Cで、そしてアメリカの艦艇だつたら逆のこと、アメリカの指揮に基づいてP3Cがやる、それではないれば実際の戦術行動はできないんですということをお左近允さん自身が言っているじゃありませんか。そんなことは常識です。

ですから、私は戦争やれと言ふんじゃない。こういうリンク11というものを装備することによつて、日本は戦争をやつた場合には指揮の一元化になつてしまふし、また、日本がまだ平時で米ソが有事のときには、それに積極的な情報を提供して、これはまさに戦術上の情報ですよ、それを提供するんですから、そうすると日本は、完全にアメリカと同じと見られて相手の国から攻撃を受けるでしょう。そうすればわれわれは、アメリカとソ連が戦争した場合に自動的に戦争に巻き込まれる

てしまふ。まさに安保条約の危険性というのは、このリンク11というものを装備したことによつてきわめて大きくなつてきているというふうに思うのですよ。ですから私は、このリンク11の装備を撤回するように要求したいというふうに思っています。どうですか。

○矢崎政府委員 ただいまのお話の中に、P3Cと護衛艦との調整の問題をお触れになりましたが、これはまさに私が最初から申し上げておりましたように、そういう共同行動をどうやってうまくやっていくかということ、方法論を研究することがガイドラインに決めてあるわけでございます。そして、そういう方法論が開発されていけば、具体的な場面におきましては、艦艇と航空機が国籍を異にする者同士で協力をしていくということは可能になるわけでございます。

それからもう一つ、リンク11を装備することによつて米ソの戦争に自動的に巻き込まれる云々というお話がございましたが、私も海上自衛隊が戦術、タクティカル情報というものを潜水艦攻撃のために集めていくという場合は、これはあくまでも大臣が申し上げましたように日本有事、七十六条発動の場合ということでございまして、そしてまた、安保条約五条が発動されますればそこに日米共同対処ということになつていくわけでございまして、それはあくまでも日本はすでに攻撃をされておるといふ土俵の中の話でございます。方法論の問題にすぎないというふうには私は理解をしておるわけでございます。したがって、いま御指摘のような、リンク11を撤回するというような御要請には応じかねる次第でございます。

○三浦(久)委員 結局、事態はここまで来ているということなんです。あなたたちは自分の取捨選択に基づいて情報を提供すると言つておられるけれども、そうじゃない。リンク11を装備したことによつて自動的に行つておられるんですよ。それを故意にあなたたちは隠している。これはきわめて国民に対する背信行為だと私は思います。何でそう

いうことを堂々と言つて、そして国民の判断を仰ぐとしないのですか。われわれは、この日本の民族が米ソ戦争に巻き添えを食つて、そして限定核戦争の犠牲になるというようなことは絶対に許されないことだという立場で質問しているのです。あなたも、また防衛庁長官の答弁も、アメリカには絶対に情報が行つてないんだということを前提にしているわけ、それは私は納得できない。しかし、またちよつと時間の関係がありますから先に進みます。

さくら2号の自衛隊利用についてでございますが、これはもう前置きはやめます。五十九年度、このさくら2号に関する概算要求はどのくらいされておりますか。

○木下政府委員 防衛庁として大蔵省に予算要求しておりますのは、電電公社に支払う回線料、それから端末機器経費等合わせて約二億二千万円でございます。

○三浦(久)委員 その内訳ですが、一億六千六百万円は使用料。その使用料の内訳ですが、加入電話が四、専用回線が十四回線。端末装置、これの予算が五千四百万。そういうふうになってよろしいですか。

○木下政府委員 大体おっしゃつたとおりでございます。

○三浦(久)委員 これは大変問題があると私は思うのです。硫黄島には自衛隊がおつて、硫黄島の隊員の皆さんと家族とかなかなか連絡もできない、通話もできないと、何かまるで人道上の理由でさくら2号を利用するみたいなのを言つておられますけれども、そういうことであれば公衆電話でもつくればいいんじゃないですか。加入電話が四、これだけでもいいじゃないですか。それをいま専用回線を十四回線も取つておる。そして端末装置までつづける。これはコンピュータの端末装置です。そうすると、これは自衛隊が専用で使うということですよ、硫黄島に地上局をつくつて。そうするとどこと回線を結ぶのですか、十四回線を取つていただけますけれども、どうですか。

○木下政府委員 防衛庁は現在、電電公社との間で電電公社の回線をいろいろ利用させていただいておりまして、全体として約千回線ぐらい使っているわけでございます。その中には、もちろん専用回線等もたくさんございまして、フアクシミリとかテレックスとか、そういう端末機器を置きまして情報の連絡をやっておるわけでございます。それと同じようなことを硫黄島の機器についても行いたいということで、予算要求しているわけでございます。公衆電話につきましても、隊員等のことを考えまして三つぐらい置いてほしいというような希望を私どもとしては持っております。

○三浦(久)委員 ちよつと質問に答えていませんね。どことこの硫黄島の十四回線はつなぐのですか。

○木下政府委員 電電公社の通信網を利用していただくわけでございますから、電電公社の地上局を介して使わせていただくわけでございます。

○三浦(久)委員 答弁ありませんね。この専用線というのは家族の連絡用じゃないでしょうか。これは、ある部隊と部隊間の、いわゆる硫黄島の部隊と他の自衛隊の部隊、どこか知りませんけれども、そういうところとの間の連絡、それから指揮、そういうものに使うものではないのですか。

○木下政府委員 いま防衛庁としては、予算要求といたしまして加入電話四回線、専用回線十四回線、それから公衆電話等を三回線ぐらい置いてほしいということで電電公社にお願いしようとしておりますが、個人的な家族との連絡は当然公衆電話を通じて行ってもらうわけでございます。(三浦(久)委員「専用線は……」と呼ぶ)

それで、あと自衛隊として使いますものは、自衛隊の任務遂行のため、それから自衛隊の任務遂行の中には隊員の福祉厚生に関する業務も入っておりますが、そういうものを含めての全般的な事務連絡に使わせていただきたいと考えておるわけでございます。

○三浦(久)委員 そうしますと、あなたが専用回線を契約するということが、このことはやはり

衛星の軍事利用を禁止した国会の決議に反していると思ふんです。これはもう私が詳しく申すまでもなく、ことしの四月二十七日、衆議院の外務委員会が安田科学技術庁長官が、この国会決議の平和目的に限るというのは軍事的な利用は禁止されているというふうな解釈をしている、こういうふうな言われている。

軍事的な利用というのは何かといえば、それは戦時、いわゆる有事に軍隊を指揮運用したり、または軍事力行使して自分の国を防御する、そういうことだけではなくて、平時にあつても、たとえば自衛隊を募集するとか、また部隊の編成、維持管理、こういうようなもの、これもやはり軍事だということとはもう常識ですね。そうすると平時の場合はもとより、有事の場合だったらこの専用回線を使っているいろいろな部隊を指揮したり何かするでしょう。そうすると、これは軍事目的の利用というふうに見えると思ふのですが、どうでしょうか。

○木下政府委員 硫黄島に電電公社の地上局を置いていただくことを電電公社にお願いします。つきましては、科学技術庁、それから郵政省とも十分御相談いたしまして、宇宙開発事業団法の「目的」にある「平和の目的に限り」ということ、あるいは四十四年の国会決議の中にあります「平和の目的に限り」という条件についてどう考えるかということを検討いたしました結果、電電公社の地上局を硫黄島に置いていただくという点については問題ないということで政府としては結論が出まして、今回の予算要求等の措置をとらせていただいたわけでございます。

○三浦(久)委員 だから、あなたがそれは国会決議に違反しないとかそういうことを言われるのは結構です。ただ私は、それじゃ自衛隊が戦時に、有事のときにこれを使うとか、それから平時においてもまた、部隊の維持管理また編成、そういうものにもこれを使うというところは軍事利用ではありませんか。それが国会決議に違反しているか、していないかはまた次の段階に

軍事利用ではありませんかと聞いているのです。○木下政府委員 軍事がどのようなことを言うかについては明確な概念また定義があるわけでないところを知りておまして、したがって、自衛隊の利用に軍事利用があるかどうかという点については明確にお答えできないということでございしますが、ただ私どもとしては、自衛隊の任務遂行のために使わしていただきたいと考えておるわけでございます。

○三浦(久)委員 軍事というのは明確な概念がないんで、そんなことはないですよ。軍事用語辞典でも引張ってごらんない、あなた。ちゃんと書いてあるでしょう。部隊の編成とか自衛隊の募集とかは軍事かどうかかわからない、そう言われるから、それじゃ日本有事の際にその専用回線を使つて部隊を指揮して戦闘行動をさせるということとは、軍事利用じゃないのですか。

○木下政府委員 軍事という言葉についてはいろいろな事象等で定義があるかもしれませんが、私どもとしては、憲法に基づいて認められております自衛隊の行動を行うということでございまして、その任務のために使うことは、この電電公社の回線という形で使わしていただくことは特に問題がないというふうに考えております。

○三浦(久)委員 軍事利用かどうかということを聞いているのです。問題があるかないか聞いているのじゃありません。政府の答弁でも、軍事利用は禁止されているということが言われているんですよ。先ほど御紹介したとおりであります。ですから、日本有事の際にこの専用回線、さくら2号を使つた専用回線、これを使つて部隊を指揮して戦闘行動に当たらせるといふことは、これは軍事利用ではないかと私は聞いているのです。構わないかどうかというのを聞いているのじゃないのです。答弁させてください。

○木下政府委員 政府の過去における答弁でいろいろと御答弁があつたかと思いますが、軍事利用に使わせないというように形での御答弁があつたとは必ずしも私どもは理解しておりません。

○三浦(久)委員 それならそれで結構ですよ。だけれども、いま私が言ったことは軍事利用かどうかですか。これだけちよつと答えてくださいよ。

○木下政府委員 再三同じことを申し上げてまことに恐縮でございますが、軍事ということの定義は、たとえば軍隊ということの定義と同じようにいろいろと使われているわけでございますので、その定義がはっきりしない段階で、それが軍事か、軍事でないかということを上上げるのはなかなかむずかしいということでございます。

○三浦(久)委員 ちよつとふざけた答弁じゃないですか、いまのは。ふざけていますよ。自衛隊が戦闘行動をする、それを指揮するということは軍事かどうか、それは軍事問題でしょう。何なんですか、それは。軍事かどうかということですよ。自衛隊が鉄砲を撃つ、ある指揮官が指揮をしてミサイルを撃たせるとか大砲を撃たせるとかいうことは軍事じゃないのですか。軍事でしょう。(「そんなことはしないよ」と呼ぶ者あり) そんなことしなきゃならないじゃないですか、あなた。ドンパチやるために置いてあるんじゃないの。だめですよ。そんなふざけた答弁は。防衛庁まじめじゃないよ。(「まじめにやったらみんな筒抜けになっちゃうよ」と呼ぶ者あり) 何言ってるんだよ、あなた。アメリカに筒抜けになつていくんだよ。

委員長、それが軍事かどうかということをおっしゃらないというのは、私は答弁拒否だと思ふのですよ。けしからぬ。

○木下政府委員 再三同じような答弁でまことに申しわけございませんが、私どもは「平和の目的に限り」という点についての国会決議あるいは事業団法の目的の条項について十分検討させていただいた結果、このような結論を出したわけでございます。

○三浦(久)委員 もう時間ですからやめますけれども、しかし実際ふざけていますよ。自衛隊は平和を守るためにあるんだから、自衛隊が戦争するのに使つたつて平和利用なんだ、平和目的なん

だ、そういう考えでしょう。それだったら何のためにこういう国会決議をしたのですか。あなたたちの考え方は、結局は自衛隊というのには憲法に認められておる、日本の平和を守るためにある、だから自衛隊がいろいろ戦闘行動するのも平和目的なんだ、そういうことでしょう。それなら平和と戦時との区別はつかないじゃないですか、軍事との区別もつかないじゃないですか。そんなでたらめなことを言ってもつちや困ります。

時間が来たようですから、私はもう押し問答してもしょうがありませんからこれでやめます。

○橋口委員長 これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

市川雄一君。

○市川委員 総理に、防衛、外交について当面する諸問題をお伺いしたいと思います。

その前に、せっかく総理がお見えですから、一昨日ビルマのラングーン市内で起きた韓国の閣僚に対する爆弾テロ事件、各国に衝撃を与えて非常に遺憾な事件だと思えます。今回の事件に対し韓国の全斗煥大統領は、犯人は北朝鮮であるとして厳しく非難しており、またビルマに対しては北朝鮮に断交を求める動きも伝えられておりまして、北朝鮮への対決を一段と厳しくしておるわけでございます。また、韓国のこれまでの北方政策も恐らく再検討されるのではないかと、非常に憂慮される事態になっておりますが、今回の事件について韓国の対応あるいは今回の事件についての情報、朝鮮半島並びにアジアの情勢への影響などについて、総理のお考えをお聞かせいたしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 今回のラングーンにおきます事件はきわめて不幸な事件でございます。韓国の有力閣僚が大きな遭難事件に遭われましたお亡くなりになりましたことにつきましては、心から哀悼の意を表し、お見舞いを申し上げる次第でございます。私も、昨日全斗煥大統領閣下にお見舞いの電話をいたしまして、速やかに真相が究明され、事態が收拾されることをお祈りいたします。

ておりますということを申し上げておきました。真相はどういうことであるか、いまだわかりません。いずれにせよ、このようなテロ行為はまことに憎むべきききような行為でございます。このようになひきような行為が地球から永久に姿を消すように、私たちは今後とも国際的にも国内的にも協力してまいらなければならないと考えております。

なお、この真相につきましては、外務省等も懸命に情報の収集を行っておるところでございますが、まだわれわれが確信をもって申し上げるような真相究明の情報には接しておらない状況でございます。

○市川委員 次に、いよいよあすロッキード裁判の丸紅ルートの判決が下るわけでございますが、私たちは、もしあすの裁判の判決で田中元首相が有罪であるという判決が下った場合、これは議員を辞職すべきである、こういうふうにご考えております。総理は、いままでも国会で答弁をされてきたその中で、田中元首相は非常に見識のある方である、したがって恐らく田中元首相個人が判断されるであろうというふうにご答弁をされてきたが、田中元首相が有罪の判決を受けながらなおかつ辞職しないという事態が起きた場合、それでも総理はその辞職しないという立場を支持されるお立場かどうか、これを伺いたいと思えます。

○中曾根内閣総理大臣 この問題につきましては、私は国会におきまして私の所信を申し上げておりますように、まず第一に、三権分立の原理をわれわれは遵守していくべきものであると思っております。司法府は立法府を侵さず、立法府は司法府を侵さず、また行政は立法府を侵さず、立法は行政を侵さず、三権がお互いの適切な分限を守りながらチェック・アンド・バランスをしていくのが民主政治を有効に運用するゆえんである、そのように考えておりまして、この問題につきましても、そのような基本的立場を持つておる次第でございます。

支配という点も、私たちは長い日本の運命を考えますと、これを厳格に守つていかなければならぬと思うところでございます。しかし、政治倫理という面でもまた国会あるいは国会議員につきましては存在すると思えます。これらの問題につきましては、事態がいかに展開してくるか、静かに見守つてまいりたいと思つておる次第でございます。

○市川委員 有罪の判決が下つて田中元首相が辞職しない、こういう場合に総理はどうお考えかというふうにお尋ねしているのですが、いま三権分立というお話がございましたけれども、私たちが個々に、衆議院議員として今回の事件についてどう思うかということとは当然問われていると思うので、そこでお伺いしますが、院として、衆議院として一つの政治的責務を明らかにする上においても、われわれ野党は辞職勧告決議案を提案し、これを上程すべきだ、こういう立場に立っているわけですが、自民党の総裁として、この問題について総理はどういうふうにお考えですか。もし田中元首相に有罪の判決があり、なおかつ辞職しない場合という条件ですが、どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 国会議員の身分に関する問題につきましては、仮定の状況のもとで問答を繰り返すことは適当でないと私は考えております。いまの御質問につきましては差し控えてさせていただきます。

○市川委員 仮定といつても、あしたはつきりするわけでございます。その場合、この事件についてどう思うのか、また判決についてあるいは田中元首相の進退についてどう思うのかということでは、当然政治家として意見を求めらると思うのです。総理はいま、田中元首相、現首相、こういう関係にあるわけですが、総理の権威を守るという意味において、もし有罪の判決が下った場合、話し合つかアードバイスするとか、そういうお考えは全くありませんか、どうですか。

ますように、本院に所属する議員の身分に関する問題につきましては、仮定の問題についてお答えすることは不適当であると思っておりますので、差し控えていただきます。

○市川委員 次に、解散の問題について伺いたいと思ひます。

テレビ、新聞でいま解散がうわさされております。総理は、いま国民に信を問わなければならない必要性があるとお考えですか、あるいは国民に信を問わなければならない、そういう差し迫った課題がいまある、こういうお考えですか、どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 前から申し上げておりますように、中曾根内閣ができました一つの大きな理由は行革断行にある、そのように考えておりまして、行革を推進していくこと以外については何も考えておりません。

解散の問題につきましては、その行革というものをすべて中心に考えておるのでありまして、そういう面からも、前から申し上げておりますように任期満了をもつてよしとするという考えは変わっておりません。

○市川委員 解散権は総理の専決事項だとも言われ、歴代の総理はこれを伝家の宝刀という表現でも言われているわけですが、総理になつた以上はこの伝家の宝刀を抜きたい、抜かないで終わりたい、ないというのが総理であるというふうに出ておられますが、中曾根首相はどうですか、伝家の宝刀を一回抜いてみたい、こういうお気持ちになられたことはありますか、どうでしょう。

○中曾根内閣総理大臣 前から申し上げておるように、解散というものは、国会議員定員五百十一名、この首を切るという大それたことではない、この首を切るという大それたことではない、私は挑んでやるものではない、でありますから、私は議員任期満了をもつてよしとすると一貫して申し上げておるので、この考えは変わっておりません。

○市川委員 この秋、西独のコール首相、アメリカ

大統領と総理大臣との話し合いでありますから、基本的な性格を持つてゐる問題を話し合いまして、わりあいにごろの問題という類のものは、事務レベルあるいは外務大臣、関係省、関係

いうことだと思うのです。そうしますと、先日アメリカの国防省で、核ではありません、非核でありますが、巡航ミサイルトマホークを日本に地上配備したらどうかという、非常にそれが望ましい

かの周辺諸国家もこれを了解し、理解しているところでありますので、この原則を崩す理由はないとわれわれは考えております。

○市川委員 要するに、ヨーロッパへの核配備は

いかどうか、お聞きしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 この問題は長い間国会でも御論議があり、そして政府も非核三原則を国是として守ると言ってまいりまして、もし万一核兵

器持ち込みを言われた場合には断る、国会でも何回も答弁しておるのでございまして、すでに確立されておるわが国の基本方針でございまして。先方もこれをよく了解しているところでありまして、そのように御理解をいただきたいと思っております。

○市川委員 しかし、ラロック証言とか元ライシヤワー発言とか、あるいは先日のカーター元大統領の要するに日本近辺での米艦船は全部核を搭載しているという発言など、絶えずそういう問題が起きてくるわけです。ですから、そういうふうにはつきりしているとおっしゃるなら、もう一度確認して、発表したらどうですか。せっかくレーガン大統領がお見えになるのですから、日本で言う事前協議の核持ち込みの中には一時寄港も領海通過も入っている、米側もそれは了解したということを確認するということは、そんなに時間のかからないことだと思ふのですが、それはどうですか。

○中曾根内閣総理大臣 先般も安倍外務大臣がアメリカ大使にこの問題について話しておるところでございまして、もう何十通となく国会で正式に答弁もしておるところでございまして、特別にそういうような話し合いをこちらから提議してやるのもどうかと思ひますが、御意見として承っております。

○市川委員 先日、安倍外務大臣がなさったというお話ですが、安倍外務大臣はこのトランジットの問題は触れていないのですよ。ですから申し上げていることを申し上げておきます。

次に、防衛費の対GNP比一〇％の問題についてお伺いしたいのですが、先日、参議院の決算委員会でも、この対GNP比一〇％というのは決算ベースか予算ベースかという議論がありました。大蔵省も、またいまいっしょに防衛庁長官も、当然決算ベースでもその趣旨は守られるべきであるという趣旨の答弁をなさったというふうに聞いております。総理も、決算ベースでも対GNP比一〇％は反映されるべきである、守られるべきである、

こういう考えにお変わりはないかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 予算ベースでも決算ベースでも守るよう努力してまいりたいと思つております。

○市川委員 総理は、ことし一月に訪米されたとき、アメリカの記者の質問に答えて、「防衛計画の大綱の水準を達成してから、次のシナリオづくりにかかるとなる」、こういうふうにおっしゃったということがかなり大きく報道されました。この「次のシナリオ」というのはどういう意味でおっしゃったのか、お伺いしたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 「防衛計画の大綱」を達成しないうちに次の問題にかかるといふことはあり得ない、そういう意味であり、ともかく「防衛計画の大綱」を達成するということが当面私たちが一生懸命やる仕事でありますという意味のことを申し上げたのであります。

○市川委員 次のシナリオというふうないろいろな新聞に出ておるのですが、次にお伺いいたします。

いま総理、厚木で離着陸訓練による騒音が大きな問題となっております。御承知かと思ひます。それから神奈川県川崎市の逗子市では、池子弾薬庫の跡地に米軍住宅をつくるということで、住民が、緑の破壊、環境破壊ということとで、緑を守りたいという気持ちから、非常に強い反対をしております。また厚木におきましては、日米安保条約に対する賛成、反対の立場を超えて、自民党の方々も含めて、人道上この空の暴力はもう限界を超えていて、こういうところまで来ております。

一國の防衛政策を進める上で国民のコンセンサスというものは非常に重要だと思ふのですが、特にこうした問題、その地域の住民あるいは地方自治体の意向というものをかなり尊重しなければならぬと思ふのですが、まず基本的に総理どうですか、地方自治体も六市、あるいは神奈川県も、厚木の問題もあるいは池子弾薬庫跡地の米軍住宅も含めて、かなり強い反対の意思表明をしております。

これを全く無視して進めるといふことは困難かと思ひます。そういう点でまず、総理は、地方自治体や周辺住民の意思は十分に尊重する、この約束できますか。

○中曾根内閣総理大臣 もとより住民の皆さんの御意思を尊重していくのが適切であると思つております。

池子弾薬庫の問題につきましては、相当広大な地域の一部を住宅地域に使わしていただき、しかもその住宅地域と称する分野もかなり緑を残して、住宅そのものを建てるのはその中のまた一部分に局限するようにして、できるだけ緑を残すという配慮をして建てようとしておるのでございまして、この点につきましては住民の皆様方にも御協力と御理解をいただきたいと念願しております。

厚木の飛行場の問題につきましては、周辺の皆さんに大変迷惑をおかけしております。まことに恐縮に存じておる次第で、できるだけ早くこのような状態から脱却するように私たちも努力してまいらなければならぬと思つております。私も、一般施設庁長官を呼びまして、いまいかなる努力をしているか自分で行ういろいろなチェックしてみまして、こちらの方でできるだけ早く代替施設等を手当てしてやろうと思つて努力をしておるのでございしますが、なかなか条件を満たすところは、受ける方でもあるいは行う方でもまだ十分なものができておりません。はなはだ残念な状態が続いておりますが、できるだけ米軍側とも話し合ひまして、両方が納得できる代替施設を可及的速やかに手当てできるように今後とも努力してまいりたいと思つておるところでございまして。

○市川委員 厚木の問題ですが、総理、施設庁長官をお呼びになつて聞いたというお話ですが、これはもう防衛庁とか一施設庁では解決できない問題じゃないかと思ふのです。内閣を挙げてと言うとちよつと大げさかもしれませんが、もう施設庁に任せる段階は過ぎた。もつと高いレベルで解決に腰を入れなければできないのじゃないか、こう

いうふうにご考えておりますが、総理も全くそういうお立場でこの問題の解決に当たるといふことですか。

○中曾根内閣総理大臣 まさにそのような考えに立脚しておるわけでございまして。私が施設庁長官を呼びましたのは、もう一防衛庁の問題としてはむずかし過ぎる問題になってきているし、時間を早く行ふ必要のある問題になってきております。したがって、内閣全体の力をかりてこの問題を解決する方向に努力しなければならぬ、そう思ひまして、私は特に施設庁長官を呼んで現状及び今後のやり方等一つ一つチェックしてみたいと思つてきたところなのでございまして、今後とも努力を続けていくつもりであります。

○市川委員 大韓航空機の墜落事件以来、地方議会で、保守系の議員から自衛隊法を改正すべきだという意見書が活発に提出されております。中身を拝見しますと、領海、領土への侵犯行為に対しては領空と同様に自衛隊に対処せざるやう自衛隊法を改正せよという内容でございまして。

総理は、この領海、領土への侵犯行為に対する対処問題に関連して自衛隊法を改正する必要がある、こうお考えですか、どうですか。

○谷川国務大臣 自衛隊法に関連の御質問でございまして、私からまず答弁をさせていただきます。いま存じますが、現行自衛隊法の外部からの武力攻撃に対する防衛出動の規定は、各種事態に備えていろいろとすでに整備されておまして、いま御指摘の領海、領土の保全については私どもは現行自衛隊法で不備があるというふうには考えていないわけでございまして。ただし、一般の議論として御指摘のような御意見が一部にあるということ、は、われわれは存じております。

しかし、この問題は実は自衛隊法の骨格にかかわるきわめて重要な問題でありますので、私どもは一部の方々の御議論は御議論として謙虚にこれに同いまずけれども、先ほど申し上げましたように現行法を直ちにどうかしなければならぬというように考えておりません。したがって、今後、

国会初め各界の論議その他世論の動向を十分に踏まえて、慎重に対処すべき問題であろうかと考えておる次第でございます。

○市川委員 防衛庁長官はこの問題について、自衛隊法をいまだ改正する必要はない、こういうふうにご考慮願います。総理も同じお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 同じ考えであります。

○市川委員 時間が来ておりますが、総理、ヨーロッパには全欧安保会議というふうな、東西の代表がいろいろの問題を話し合う場がありますね。しかし残念ながらアジアには、ASEAN、朝鮮半島、ベトナム、カンボジア、中国、ソ連、日本、

そういうヨーロッパに匹敵するような東西の代表が集まって意見を交換するあるいは議論する、こういう場所がないわけでございます。総理は、これからの日本を考えた場合に、防衛努力だけではなくて、非軍事的な手段による世界平和あるいはアジアの平和に日本が貢献する、こういう努力が非常に必要ではないかというふうに思うわけですか。したがって、これは非常にむずかしい問題で、いますぐできるという性質のものではないことはわかっておりますが、少なくとも日本外交の一つの大きな目標として、アジアにも東西の首脳が集まって議論するような機構をつくらう、あるいはつくりたい、こういうことに日本がもっと積極的なイニシアチブをふるって活躍していいのではないかと、こう思います。これについて総理はどうお考えですか。

○中曾根内閣総理大臣 それは、ある将来、かなり遠い将来になるかもしれませんが、将来における一つの理想としては成立するかもしれませんが、現在のアジアの情勢等を見ますと、そういう条件は残念ながらまだ存在しないと考えております。

ヨーロッパにおきましては、その歴史と現実というものがわりあい、数量それから性格、そういう両方の面で、大根を切るような、数学計算のもとにある運用がなされておるといふところがある。しかし、アジアの場合にはかなり流動的要素

があります。これは歴史と伝統及び現在の状況というものがヨーロッパとまるつきり違うところでありまして、また、日本といたしましては独自の憲法を持っておりまして、日本の軍事的な役割りというものは憲法の範囲内に限局されるべきものであります。したがって、政治的、社会的、あるいは文化的な問題等につきましては、ある意味におきましてはそういう積極性というものを考えられますが、安全保障面というものを考えますと、それはよほど慎重にならざるを得ぬという面もあるわけでありまして。

われわれは、日米安保条約及び自衛隊による日本の防衛、あるいは環境を整備するための平和的外交政策、あるいは経済協力等々、あらゆる面の手段を使いまして日本の平和と安全を守り、またアジア全体の平和と安全を守るために貢献していく、そういう考えに立つて、憲法の枠内において行動しつつあるものでございまして、そういう意味におきましてはヨーロッパと状況を異にしておるわけでございます。そういう意味におきまして、ヨーロッパと同じようにこれを扱うということとは適当でないと考えております。

○市川委員 終わります。

○橋口委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 冒頭に、韓国の全大統領夫妻外閣一行がビルマのラングーンにおきまして大変悲惨な爆弾テロに遭遇されて死傷されたという、こういう痛ましい事件につきまして、私も深い哀悼の意を表する次第でございます。総理におきまして、ただいまの御答弁の中で、大変憎むべき行為であると、こういうふうにおっしゃられましたし、深い哀悼の意をお伝えになつておられると伺っております。

私がお伺いしたいのは、こうした事件、さらに先般の大韓航空の墜落事件、こういったものが国周辺においての事件とあわせて、今回のこういう事件の極東情勢への影響等についてどういうふうにとらえておられるか、このことをまずお聞きしたいと思っております。

○中曾根内閣総理大臣 韓国はさきの大韓航空機事件に遭遇され、また今回はラングーンにおきまして非常に痛ましい不幸な遭難事件にお遭いになりました。われわれ日本国民といたしまして、隣人といいたしましても心から哀悼の意を表し、お見舞いを申し上げるものでございます。

日本といたしましては、こういう状況を見ますにつけても、いかに平和が大事であり社会の安定が大事であるかということをもますます痛感する次第でございます。わが国自体の内政等につきましても、そのように社会の調和というものについて最大限の努力をする必要はございまして、国際環境等につきましてもよく目を配りまして、平和と安定の方向にできるだけアジアが向かうように、われわれが憲法の許す範囲内において協力もしていかなければならないと考えておる次第でございます。

○和田(一)委員 少なくともアジアの平和と安定に對して大変好ましくない事件が続発しておる、こういう認識であろうと思つておる。わが国の周辺が大変好ましくない環境になつてきている、こんなふうに感ずるわけでございます。

そこで、これは決していい情勢だとはとらえられない材料ではないと思つておるが、防衛二法の中で定員の増加等が審議されておるわけですが、私は、正面装備を整備したり、それに対する人員も確保したりすることは防衛力整備に努める国の一番基本的な姿勢だ、このように考えます。国の独立であるとか国民の生命、財産を不当な侵略から守るといふことは、これはもう国事の大本である、こういうふうな理解をしておるわけでござい

ます。しかし同時に、私は、整備された防衛力というものが一たん有事のときにどのように有効にかつ迅速に機能されるかどうか、これがきわめて大事である、こう思つておるわけでございます。どんなに近代化されたりつばな装備を持つており、また訓練された優秀な隊員がおられても、その部隊が一たん緩急あるときに、その運用の面においてい

ろな法的な不備のために十分な活用がはたさるあるいはできないというようなことになつたのでは、これは何にもならないと思つておるわけでございます。そうなつた場合にはまさにこれは宝の持ちぐされであり、そのような状態に気づいていながらもし放置しておくとすれば世界の笑い物になつてしまふ、このように思つておるわけでございまして、こういう急迫不正の侵略に對して有事の際に私どもは十分な法体制があるとは考えておりませんが、まず私は、こういった基本的な問題に對しての総理の基本的なお考えからお伺いしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 われわれは憲法の条章に従ひまして、侵略あるいは侵略が急迫してきているという状態のもとにおける諸般の体制を法的にも整え、また物理的にも整えておるわけでござい

ますが、それらを充実に、万の際にも侵略されることのないように備えておかなければならない、これは基本原則でございます。そのために、自衛隊を整備するあるいは国民の安全保障に関する精神的な和合、統一を期していく等々、あるいは社会的安定、国民的コンセンサスの醸成等々につきましても今後努めて努力してまいらなければならぬと、考えておる次第でございます。いままでわれわれが展開してきた考え方や政策、この政策を充実にしていけば、当面われわれがやるべきことはやれる、そう考えておる次第でございます。

○和田(一)委員 私どもの認識では、そういった有事の際にはいまのわが国の法制度の中ではまだ大変不十分なものである、こういう理解をいたしておるわけなんです。国の安全を確保していくといふこと、安全を守るということ、いま総理もおっしゃつておりましたけれども、防衛庁あるいは自衛隊の当然の任務ではございませうけれども、それだけの問題では決まてない。これは国全体、国民全体の問題である、こういうふうな理解をしております。しかし、だからといって、一番その衝に当たるべき自衛隊がその法的な整備がないといふために十分な働きができないといふことは、

これはあつてはならない、こう考えるわけでござい
ます。

自衛隊が動きやすいようにというだけではな
く、私は、この有事法制の意義というものは、一
つには国や国民のあり方の上で大変大きな意味合
いがあるものだ、こう思うわけです。研究をして
いるというだけでなく、その問題点を指摘して国
民にも理解をしてもらうということにつながつて
いかなければならないと思ひますし、また、それ
を国民が知った上で、たとえば何かいよいよとい
うときには、国民の権利は当然守つていかなけれ
ばなりませんけれども、しかしながら、国家非常
の場合には国民が持つ権利の一部を放棄してでも
国を守るという重大な意思を確認していく、そう
いうこともあわせ含まれていゝる大変大事な問題で
ある、私はこういうふうな理解をしておるわけで
ございます。

いま周辺が大変騒がしい中で、国民の防衛意識
は向上していると私は思ひます。大変意識が高ま
つてきていると思ひますけれども、そういう意味
で、こういう国民の防衛意識との不可分の関係に
おいて有事法制についてもと真剣に取り組ん
で、また、国民の理解と協力をもうようように努力
をしなければならぬものだ、私はこう思ひます
が、総理はいまの政策あるいは方針を推進してい
けば大丈夫だというふうな御答弁でしたが、そう
でしょうか。これは総理にお聞きしたいのです
が……

○谷川国務大臣 総理の御答弁の前に、経過につ
いて簡略に御報告させていただきたいと存じま
す。

この有事法制の研究についての質疑の中でも、
戦争を始める準備ではないのであつて、有事の場
合の国民の権利義務を明らかにする面があるんだ
ぞという御指摘もございました。

まず第一に、五十六年四月に、防衛庁所管の第
一分類につきましては中間報告を行ったところで
ございます。そして現在、他省庁との関連の第二
分類について細部の検討を問題点を拾ひ上げなが

ら行つていゝるところでございます。そして、何せ
この問題につきましては、関係する省庁の数、そ
れから関係いたします法令の数、いずれも非常に
大きなものでございゝますから少し時間がかつて
おる状態でございますが、鋭意、研究検討に努力
をいたしてございゝます、防衛庁といたしまして
も、各省庁に審議官を派遣して協力方をこの夏改
めて行つたところでございゝます。

それから、一番大きな問題は、いずれの省庁に
も属さない俗に第三分類と言われる分類の分野に
つきましては、これは防衛庁としてどうにもなら
ぬ問題でございゝまして、総理の指揮のもと、内閣
全体で取り組んでいただくざるを得ない問題では
なからうか、こう考えながら、私どもは鋭意、目
下検討努力中というところでございゝます。

○中曾根内閣総理大臣 いま防衛庁長官が御答弁
申し上げたとおりでございゝます。いわゆる第一分
類という防衛庁が中心になつて行つべきこと、そ
れから第二分類、他省庁との関連してゝる部分、
それから第三分類、それ以外の事項等について、
おのおの検討を進めておるわけでございゝます。い
づれも私は大事だろつと思つておゝります。

自衛隊法の中でも、侵略された場合、侵略に直
面した場合の防衛庁、自衛隊がやる防衛行為以外
に、府県知事あるいは市町村長等に協力を求め
国民に協力を求める手段が明記されておゝります。こ
れらの自衛隊法に決められたことを充実にしてい
くというところ、それから、民社党の皆さんが日ご
ろ御主張になつておゝりますように、侵略に直面し
た場合の国全体としてのこれに対する対処の仕方
を平生から明らかにしておけつという御議論は、ま
ことに傾聴に値する御議論でございゝまして、現在
の自衛隊法の上に立脚しつゝ、そういう展開がい
かなる方向にどのように行わるべきであるかとい
う点について専門的に法制的にいま検討してゝる
ところでございゝまして、これらを逐次われわれと
しては解明し、充実にいくように努力してまい
りたいと思つておゝります。

○和田(一)委員 いま有事法制についてさうい
う問題点を拾ひ上げて検討研究が行われてゝるとい
うことは、私、先般のこの内閣委員会で御質問し
た御答弁でもわかつたわけでございゝますが、しか
し、その答弁を踏まえて、さらに私はいろいろの
問題点を指摘せざるを得ないわけなんです。

先般の私の質問に対して、第二分類に属する法
令、つまり他省庁との関連のある問題は八項目に
分けていま整理をしてゝる、こういう御答弁がご
ざいゝました。これは総理の方にも御報告が行つて
ゝると思ひますが、一つは部隊の移動、輸送に関
連する法令、二つ目には土地の使用に関連する法
令、三つ目には建築物建造に関連する法令、四つ
目には電波、通信に関連する法令、五つ目には火
薬類の輸送、貯蔵に関連する法令、六つ目には衛
生、医療に関連する法令、七つ目には戦死者の取
扱ひに関連する法令、八つ目には経理、会計に
関連する法令、こういう八項目で整理をして、そ
して他省庁との関連の中で研究を進めてゝるとい
うお話でございゝました。項目ごとに非常に関連の
深いものやら、たくさんあるものやら、いろいろ
あるようでございゝますけれども、私考えまして、
いろいろこれだけの項目、約七十近くあるさうで
ございゝますけれども、結局問題点としてこれだけ
挙がつてまいりました。これだけの問題があるとい
うことは、それが一つ一つこのままだではいいよ
いというときには障害になるのだ、だから実際に
こつという障害を残したまま有事になつた場合に
は、部隊が動くときにはこつという問題が解決され
ないと迅速果敢な行動がとれない、こついうこと
になつてくつと思ふのです。

それで、大変これは総理を前に釈迦に説法かも
しれませんが、具体的に防衛出動が下令され
て部隊が急速に移動する場合に、まずこれだけ
の関連が指摘されておゝりますと、たとえば七四戦
車のような重量物が高速道路を使つてゝるまま
では迅速に移動できるかどうか、また大量の部隊
が交通信号を一つ守りながら現場まで行くのか、
さういふようなことを含めて行つたとしてしま
して、さてそこで、今度は現場の指揮官が必要とする陣

地を構築するとか指揮所をそこに設ける、司令部
を設けるといふときに、自衛隊の関連の百三条を
検討して整備していただくだけでなく、これはよその
省庁との関連が非常に深い、こついうことでござ
いゝます。

たとえば陣地を構築する、トーチカをつくるに
しても、これは建築物のいろいろな基準に適合しな
いといふ建築物の許可がおりないかもしれない。
あるいは指揮所をつくるにしても、これは地
下のようなところにつくるか、探光も通風も普通
の建築物の基準にはとうてい合わないものだと思
ふのですが、しかし、さらにさういふものを一々
従来の手続を踏まなければならぬとなると、こ
れは大変なことになつてしまふ。たとえば建蔽率
一つをとつても、時と場合によつてはそれが
障害になつてスムーズに建てられない。こついう
ような点が想起されるのではないかと私は思ふの
です。

さういふ建設省の方も来ていただゝいてゝるの
ですけれども、こついうことはどうなんですかとお
聞きすれば、恐らく現行法規のとおりやつていた
だかないとでさういふたてまえになつておゝるとい
う御答弁だと私は思ふのです。さういふことを考え
ますと、こついう問題について、これだけの関連
してゝる法令があるとなれば、これを防衛庁だけ
に任せておくとこついうのではなくて、やはり各省
庁がみづからのところで有事法制の研究をすべきだ
と私は思ふわけですが、さういふ御指示をされて
おゝりますかどうか、されてゝないかと思ひます、こ
れから総理はさういふ御指示をされる意思があるか
どうか、お聞かせいただゝきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 いま防衛庁を中心に研究
を進めておるわけでございゝますが、その作業の進
展状況をもう少し見守つてまいりたいと思ふ次第
であります。

○和田(一)委員 防衛庁の白書の中にも「この種
の研究は、今日のような平穏な時期においてこ
そ、冷静かつ慎重に進められるべきものであると
考へる。」こつ書かれておゝります。私はまさにその

この問題は先般も防衛庁長官にこの委員会において私質問いたしました、長官は、少なくとも法制度の整備をしなくてはいけないと思う、懸命に努力している、こういう趣旨の御答弁をいただいたと思うのですけれども、この奇襲対処について、総理、有事より以上さらにこういう問題が重要な

問題ですけれども、こういう奇襲対処についての研究をやはり指示されますでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 この問題は栗栖さんが提起いたしました。自來、防衛庁におきましても覚悟をもち、いろいろな研究を進めておるところでございますが、私は、現在の国際情勢や武器技術、戦略体系というのを見ますと、組織的な明確な意思に基づく奇襲というものはかなり予見できるものではないかと思うのです。これは、散発的なあるいは局部的なものであるという場合は多少漏れる点があるかもしれませんが、わが領土、領域が侵略されるというような性格を持ったものにつきましては、人工衛星がこれだけ発達し、また、組織的に日本の侵略を企てるという場合には兵員や糧食や弾薬の蓄積というものもかなり要るし、船も要るわけであります。そういうようなものは現在の人工衛星そのほかで大体ある程度予知可能な状態になってきているので、昔、太平洋戦争前後に考えられたような奇襲というものは、可能性は今日是非常に少なくなつてきている。もっとも、ミサイル攻撃で遠隔の地からばつちやられるという場合は、これはなかなかおぼつかない。しかし、これらの問題は平和維持の総合戦略の中でわれわれは努力していかねばならぬ、そう考へておる次第でございます。

わけなので、ぜひひとつこの有事法制については積極的な指揮をとっていただきたい、こう思います。

時間が来ましたけれども、最後に一つだけ。この臨時国会の冒頭の代表質問でわが党の竹本議員が、十一月のレーガン大統領の訪日に際しては広島を訪問していただいてはどうか、こういう提言をいたしました。総理の御答弁は、訪日スケジュールはアメリカ側が決めることであつて、わが国が、あそこへ行け、ここへ行けというものは違つたという御答弁でございましたけれども、しかし、国会の中においてこういう提言が出されたということは、これは一応日程を組む中において、米国内にこういう国会での提言があつたという事はお伝えいただいてもいいんだと思うのですが、いかがなものでしょう。これはそういうお伝えをしていただいておるかどうか。そして、もし可能ならば、やはり世界で大変大きな人類の汚点になつた広島、長崎、こういうところの現場を来日の際に訪ねていただくということは大変意義があることだ、こう考えますが、いかがでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 過般の竹本議員の代表質問につきましては、あらゆる部分につきまして非常に傾聴に値する御見解がございまして、私も非常に参考になり、かつまた傾聴した次第でございます。

いまの広島の問題につきましては、これは先方との関係もありまして、われわれの方だけでいろいろひとり芝居を打つても効果のないことでもあります。ただ、言わんとするところはよく理解できますから、その言わんとするところをよく理解した上で、その場の相手との話し合い等を見まして適切に処理したいと考えております。

○和田(一)委員 終わります。

○橋口委員長 中路雅弘君。

○中路委員 レーガン大統領と中曾根総理との首脳会談について日程も決まつたようですね。先ほど御質問の中でこのテーマ等について、

て、INFとか南北問題あるいは安全保障を含めた日米関係等について触れられました。

改めてお聞きしたいのですが、この日米首脳会談で話し合いをされる主要なテーマ、特に何か新しく取り決めるものがあるかどうか、この点について最初に総理にお聞きしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 会談の日程及び対象、そういうものはまだ決まつたわけではございません。いずれ外務省当局同士で話し合つて、下話をするんだらうと思ひます。

ただ、わざわざアメリカ大統領が日本を公式訪問されるわけでございますから、現在世界で関心を持っておる重大問題あるいは特に日本が関係している問題等につきましてはやはり隔意なき懇談をいたしまして、お互いがお互いの立場をよく理解し、提携すべきものは提携し、またお互いが考へべきものは考へ合う、そういうフランクな態度で大所高所からの話し合いをいたしたいと考えておる次第でございます。

特にINFの問題は、いま当面の大きな問題になつてきておまして、これがアジアや日本の犠牲において解決されてはならないのでありまして、その点についてはやはりばつちやと日本の立場を貫くように友好的な会談をしていきたいと思つております。

○中路委員 新聞の報道によりますと、外務省首脳が語つたということですが、日米間の防衛問題の焦点となつては対米武器技術供与の枠組みづくりと、厚木基地にかわる米空母の艦載機の夜間の離着陸訓練基地、代替基地ですね、これについてレーガン大統領の訪日までに決着すると思ふということが述べられております。

対米武器技術の供与の問題からお聞きします。これはレーガン大統領の訪日の前に結論を出されるのか。いまだどういふ実施方法、枠組みで検討されているのか、最初にお聞きしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 そういう諸般の問題は、できるだけ米大統領来日の前に事務的に詰められるものは詰めていきたい、そう一般的に考えております。いま御指摘の問題がどの程度詰められるかどうか、私まだ報告を受けておりません。しかし、一般的にはそういう努力をして、私とレーガン大統領との会談は大所高所に立つた話をした、そのように考えております。

○中路委員 いまどういふ検討がされているのか、外務省からでもお聞きしたいと思います。

○北村政府委員 ただいま武器技術の供与の実際的方式、供与方式というのにつきますと、米側とも一般的に意見交換を行い、かつ政府部内でのいろいろ考へを詰めておる段階でございます。

○中路委員 先日、行革の特別委員会でも木下装備局長が、アメリカの方は事務簡素化ということといわゆる包括方式にしてほしいという要望が出されているという答弁がございましたが、アメリカ側からはどういふ要求が出ているのか、改めてお聞きしておきたい。

○北村政府委員 まだアメリカとの間でも一般的な意見交換の段階でございます。アメリカから固まつた提案が出ておるといふわけではございません。ただ、アメリカ側は従来から、武器技術の供与の問題につきましては、継続性の問題であるとかあるいはその他相互性の問題であるとかということと同時に事務の簡素化ということをおっしゃるから、そういう希望がアメリカ側にあるということも私も承知しております。

○中路委員 いま枠組みについて検討中というお話ですけれども、総理にお聞きしておきたいのですが、いわゆる包括取り決めますね、これがアメリカから要求されてきているという中身で受けたいのか、あるいは方向で話を詰めるのか。総理自身のこの問題についての見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○北村政府委員 技術的な問題がございまして私の方から答えさせていただきますが、先ほども申し上げたように、まだ具体的な提案がアメリカ側から出されておるわけではございません。また、ただいま委員御指摘の包括方式という

意義も必ずしも定かではないのでございますけれども、いずれにしても政府といたしましては、この武器技術供与の問題を国会で御説明しました当初から、個別の具体的な事案に即してわが方が総合的な国益を踏まえて自主的に判断する、この供与の決定を行うという基本的な方針には変わりございません。この基本的な方針に立つて実施の方式を考へておる段階でございます。

○中曽委員 私がお聞きしているのは、いわゆる包括取り決めと言われているのは、こういう方向について総理の御見解をお聞きしておきたい。
○中曽根内閣総理大臣 何をもちて包括といひ、何をもちて個別といひか、その定義すらまだはっきりしていない。包括と個別の中間地帯もあるかもしれない。私は概念的にそう思うのであります。交渉といふものは、お互いにお互いの立場を披瀝し合ひながら、そして妥協点を見つけていく、そういうのが交渉でございまして、いま北米局長が申し上げたような基本的立場を踏まえつつ、相手の考えも聞いて話をこれからまとめていく、そういう過程にあると私は理解しております。総合的に最終的に見解を聞いて、その上で外務大臣や防衛庁長官や通産大臣と相談をして判定を下す、そういうことであろうと思ひます。

○中曽委員 米側から日本向けの供与は、御存じのように一品ごとにMDA、相互防衛援助協定に基づく細目取り決めがあつていくということ、これは定着しているわけですが、今後アメリカからの問題についてはこういう方式をとるとすれば、この方式と違う方式がとられると相互主義にも反するわけですね。いま日本がアメリカ側から日本向けの供与でつとられる方式、基本的にはこの方式をもとにして進められるのかどうか、もう一度お聞きしておきたい。

いまして、仮定に立つたお答えをいたすのは差し控へたいと思ひます。

○中曽委員 先日の行革の特別委員会でも木下さんは、アメリカ側は事務簡素化ということでは、包括方式、こういうふうにしてほしいということとを要望しているのだという答弁がありましたね。間違ひないですか。
○木下政府委員 先日行革特で私が御説明申し上げましたのは、日本がアメリカから具体的な完成された武器システムを入れるときには、個々の取り決めを結んでやっていると、事実だけ申し上げたとは了解しております。

○中曽委員 アメリカの方は事務簡素化ということとでそういう方式を言つてきているということ、あなたは稲葉委員の質問について答弁されてゐるのです。アメリカが要求してきているいわゆる包括取り決めが実現されますと、米軍当局と防衛庁・自衛隊あるいは民間企業との間の直接折衝になつて、いわゆる三原則の第三の原則、第三国へ移転されるとかあるいは第三国の紛争に直接日本の技術が使はれると外務省や通産省は個別にチェックできなくなるといふ問題も起きてきます。先ほどお話ししましたように相互主義にも反することになります。私はここで、日本側の立場として包括取り決めはとらない、このことだけははっきりしておいていただきたいと思ひます。が、総理、いかがですか。

○北村政府委員 先ほど御答弁いたしましたのが、包括取り決めといふことの意味するところ、必ずしも定かではないと思ひますが、もしその包括取り決めといふものが締結されれば、その取り決めのもとで政府が野方図に対米武器技術供与を処理し得ることになるのではないかと、そういうような御懸念があらふことではないかと、そういう御懸念は当たらないといふことは答弁されてい

ただけと思ひます。政府といたしましては、複雑な供与手続を避けたいといふアメリカ側の意向といふものは理解するところでございますけれども、同時に、先ほど御説明いたしましたように、個別の具体的な事案に即してわが方が総合的な国益の観点から自主的に判断して供与の決定を行う、こういう基本方針に立つております以上、こういう方針に合致した実施方式によるという考え方には変わりはないわけでございます。

○中曽委員 さきに国会決議にも反して武器技術供与のハードルを越えられたわけですが、今度はまたさらに包括取り決めという新しいハードルも越える、こういうことは絶対に許せないことだと私は思ふのです。このことを強く指摘をしておきたいと思ひます。

もう一点出ていますミッドウェーの代替施設の問題ですけれども、これはいまだどこまで検討が進んでいるわけですか、防衛庁長官に伺ひたい。
○塩田政府委員 現在、五十八年度にいたしまして調査費を計上いたしまして、既存の自衛隊基地、関東及びその周辺地区でございまして、既存の自衛隊基地で代替機能を求められぬかという点、あるいは新設飛行場がどこかに求められぬかという点、及び海上浮体構造物を考へられぬかという三つの点につきまして、目下鋭意調査中でございます。

○中曽委員 自衛隊の関東周辺の代替基地をもし使うといふことになりましたと、これは二(4)の使用になるわけですか。
○塩田政府委員 現在まだ自衛隊の基地が使へるという見通しがございせんけれども、もし使へるといたしますとそういうことにならうかと思ひます。

理権を持つてわが方の責任において管理する、一定期間を限つて臨時に米軍の使用を認めるということ、その中で幾つか述べておられます。使用する期間が何らかの形で限定されるものというところで、年間何日以内とか、幾つかの中で述べておられますけれども、二(4)の使用解釈については、いまも中曽根総理が防衛庁長官のときに述べられたこの国会での発言ですね、これはこれからこの考へで進められていくというお考えですか。

○塩田政府委員 いま御指摘の考へ方で進めていきたいと思つております。
○中曽委員 この中で、防衛庁長官だった中曽根さんが「期間を限つて使用させるので、常に、常時開放的にいつでも認めるといふものではない」ということを述べて、「一応時間的にいへば一年のうち半数以上向こうが使うといふのは主客転倒」になつてしまふといふことも述べておられるわけですね。この考へ方も、二(4)の使用についてはいまお話しのように、当然いまでもこういう考へで進められるわけですね。

○塩田政府委員 先ほど申し上げましたように、まだ自衛隊の基地を使へるという見通しがあるわけではございせんので、その時点で具体的な詰めをしなけければいけないと思ひます。

いまの御指摘の、たとえば期間を区切つてあるいは時間を区切つてといふ場合に、どのくらいの割合だつたらどうかといふようなことをいまここで申し上げられる段階ではございせんが、趣旨は先ほど申し上げましたように、あくまでもあの当時の中曽根防衛庁長官が御答へになつた考へ方でやつていきたいと思つております。

○中曽委員 この中では、たとえば一年のうち半数以上使うといふのはこの趣旨に反するといふ答弁もされてはいますが、ちょうどいまミッドウェーが横須賀を母港にしてから十年たちます。この十年間のうち、ミッドウェーが横須賀に常駐している期間といふのは全部合計しますと約四年余り。

しかし、最初のあたりは非常に回数も少なかったわけですね、現在まで八十回入港していますけれども。この数年、アメリカの方が柔軟戦略、特に日本海を中心にして空母を投入した、こうした新しい作戦に変わってきていますから、ミッドウェーの入港、横須賀を母港にした事実上の常駐の期間は大変ふえてきています。そういう点でミッドウェー艦隊機だけをとりまいても、この二、三(b)、ここで言われているのが生きているとすれば、これは年間言われている期間をはるかに超える可能性も十分あるわけですね。こうした点もお考えになっていま検討されているのですか。

○塩田政府委員 何度も申し上げますように、自衛隊基地をどこか使えるめがまだございませんので詰めておりませんが、いま御指摘のミッドウェーの入港期間に関連して申し上げますと、現在厚木でやっておりますのは、五十七年一年間の実績によれば、ミッドウェーが横須賀に六回入港いたしました、一回につき平均二週間前後の訓練をいたしております。したがって、五十七年について言いますと、約九十日ぐらゐを訓練に充てておるといふことでございます。

先ほど、一年の半数以上を使えば性格が変わるではないかという御指摘がございましたが、その半数といふのも、いわゆる艦隊機の訓練について申し上げますと、一日の時間は六時ごろから十時ごろまででございますから、そういった使用する時間帯も考えますと、何をもって一年の半数と云うかといったようなこともございますわけでございます。そういった点は今後具体的に、もし自衛隊の基地が使えるということになりました場合には、その場所における使用の方の実態を米側とよく詰めまして判断をしてみたいと思っております。

○中略委員 私が言っていますように、特にことしになってから常時使っているというような状態にいまなっています。そして、いま時間でおっしゃったのですが、これもこのときの解釈の不当な拡大解釈につながると思いますが、私は、こ

うした使用が行われるということになれば、これまでの二、三(b)の使用の形態、こういう性格も変わってしまうということ強く指摘しておきたいと思っております。

特に最近、いままでたびたび要請が関係の地方自治体から来ていますが、一番新しいのは、七日に県知事、周辺の六市の市長から、夜間訓練の即時中止の強い要請が政府に出されています。この中에서도出ていますが、いまミッドウェー艦隊機の夜間訓練の強化はもう忍耐の限度を超えておる。市民の怒りも頂点に達している。たとえば十月三日の夜は最高ホン百十七ホン。七十ホン以上の爆音が夜六時から十時ぐらゐの間に百六十二回。四日は百五十三回。七十ホン以上が月間四千五十六回という数字も出ています。全くこれは耐えがたい状態なんですね。

いま代替地の問題が出ていますけれども、この地元の、特に影響する百万の住民の皆さんは、いまの夜間訓練を即時中止してくれということが直接の要求なんです。切実な要求なんです。これについて総理、どのようにお答えになりますか。

○中曾根内閣総理大臣 厚木の周辺の皆様方の御苦勞は私もよく承知しているところでございまして、確かに御陳情の趣旨ももつともな点があるわけでございます。したがって、施設庁長官をして全力をふるっていま代替地を探することに努力をさせておるところでございます。できるだけ早く御期待にこたえるように努力してまいりたいと思ふ次第でございます。

○中略委員 この周辺の自治体挙げて知事や市長が要望しているのは、私が言っていますように、いまの訓練を即時中止してほしいという要望なんです。ひとつこの点を踏まえた根本的な解決を強く要求しておきたいと思ひます。

時間が限られていますから、もう一点、総理にお聞きしたいのですが、総理は、日本の防衛というものは政治の責任で、自主的判斷で防衛力整備を進めるといふことをいつも言っておられます。最近の自由民主党の機関紙「自由新報」の九月六日

号で日米首脳会談等の特集がありますが、その中で、「日本の防衛政策がアメリカの対ソ戦略に明確に位置づけられ、大きな曲がり角に立っている点を見逃すわけにはいかない。」と述べていますけれども、自民党総裁として総理も同様の見解ですか。

○中曾根内閣総理大臣 日本の防衛は日本の独自の戦略構想に基づきまして、そして憲法の範囲内におき、また、いままでの国是のもとに実行しようとしております。それに際しましては、自衛隊が分担する部分あるいは日米安保条約が有効に機能して防衛を行う部分、あるいはそのような自衛隊のハードで処理する以外に、外交とかあるいは経済協力とかあるいは軍縮とか、そういういろいろなソフトの面におきまして日本の防衛力を全うし得る環境をつくっていく、そういう幾つかの面がございまして、それらを総合的に動かしながら有効な方法を講じていくという考えに立脚しておりますわけでありまして。

○中略委員 あなたの党の「自由新報」が、日本の防衛政策がアメリカの対ソ戦略にいま明確に位置づけられた、ここに特徴があるんだということを書いてあります。また、六月のアメリカの國務省の報告を見ましても、日本は対ソ戦列に加わったということを確認に述べています。これは、日本の防衛力増強が対ソ戦略上から行われているということ、自由民主党の機関紙も、またアメリカの國務省の報告もそう述べているわけですね。アメリカが対ソ戦略から、もし軍事力の増強をしてくれと言ってきたら断れなくなるのではないかと云うわけですね。ウイリアムズバーク・サミットでも、参加されましたこの声明の中で、参加国の安全は不可分として十分の軍事力の維持ということが述べられていますし、たとえばシーレーン防衛です、この問題研究でも、私たちに出示した政府の答弁書で、このシーレーンの共同研究では「脅威の対処、日米投入兵力の見積もり」を協議するということ、これを答弁書でいたしておられます。対ソ戦略上日本の投入兵力をふやしてくれと言

つてきた場合には、一体どうされますか。お断りになりますか。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど来申し上げておりますように、自由民主党の総裁であり、内閣総理大臣であり、かつ自衛隊の最高指揮権者である私が申していることが一番の根拠であり、正しいことであり、それを援用していただきたいと思ふのであります。

いままでいろいろ御質問いただきましたことも、日本が日本の憲法の範囲内で独自の防衛戦略のもとに、また安保条約との結合によりましていろいろ努力をしておるということでございます。その範囲内において自主的に行っているものであります。

○中略委員 時間が来ましたので、もう一点だけ最後にお聞きしますけれども、ことしの一月に首脳会談をやらされた後出されているのですが、一九八三年の一月二十五日にアメリカのヘリテージ財団が出した「米日パートナーシップの再活性化」というアジア研究センターの作業グループによる膨大な報告書が出ています。これを読みまして、シーレーンを口実にアメリカは繰り返し「防衛計画の大綱」の見直しを迫ってきているわけですが、この文書の中では、中曾根総理が必ずいまの第二期業務見直りの大幅な修正、さらに重要なのは、一九七六年の「防衛計画の大綱」の大幅な見直しをやるだろうという期待と見通しを述べていますけれども、日米首脳会談でも、「防衛計画の大綱」やさらに軍備の増強、いまの概算要求の上乗せを含めたこうした点について、こういう見直しをやるまいということを明言できますか。

○中曾根内閣総理大臣 われわれはあくまで「防衛計画の大綱」を完遂することを現在のわれわれの目標としておるものでありまして、これをいじろうという考えは目下のところありません。

○中略委員 時間ですので終わります。

○橋口委員長 中馬弘毅君。

○中馬委員 与えられた時間が十分しかございま

せんので、基本的なことを二点ほど伺いを申し上げます。

本日、衆議院を行政改革の法案が通過いたしました。中曾根さんは、それこそ昭和維新を目指して行官庁長官時代からずっと行政改革には非常に真剣に取り組んでおられます。しかし、きょう通りました法案にいたしまして、これは少なくとも防衛庁については何ら触れていないところではないわけです。また臨調も、防衛庁のあり方あるいは防衛費については非常に抽象的な文言でしか触れておりません。しかし、やはり防衛というものもそれぞれの時代的な背景があり、それぞれの役割がまた違つてようかと思ひます。そういう中であつて、防衛庁というのは一つの聖域なのか、やはり時代に合つて行政改革の対象にもなり得るのか、その点の総理の御認識をお伺ひいたします。

○中曾根内閣総理大臣 前から申し上げておりますように、防衛庁も聖域ではございません。しかし、予算その他の面におきましては、予算編成に際しまして対外国際経済協力等々二、三の重要視する点の中に、防衛というものが入つております。これはアメリカとの鈴木・レーガン会談、あるいは私もレーガンさんとも話し合つた、そういうような結果に基づいて行つておるものであります。

○中馬委員 日本の自衛隊というのは、御案内のように戦後治安維持を一つの主目的として、警察予備隊、こういう形で発足し、そしてずつと、それが自衛隊になり現在に至つてゐるわけでございます。ですから、当時の治安維持のための備えというところでの目的でもあつたのでしよう、陸上はかなり多いことも事実でございます。また、旧軍隊の指導者がそれぞれ幹部になつておられるということもあつて、一つの昔の陸のプライドもございましょう。私も見ますならば、十八万人という陸上自衛隊、現在のいろいろな兵器が発達した状況の中で、あるいは日本がよそには攻めていかずに守りだけをする場合において、果たしてそ

れだけのものが必要なのか。逆に、非常に少ない防衛費とまあ立場を変えればおっしゃいますけれども、その二兆七、八千億、場合によっては二兆九千億という中であつて、人件費、糧食費が四五%を占めているといういまのあり方が、果たしてそれで本場の日本の国防になるのかどうか、もう少し効率的な使われ方ができるのではなからうか。そういう意味では行政改革の対象にも十分になり得ると思ひますが、総理はいかがでございますか。

○中曾根内閣総理大臣 最近の防衛思想、防衛戦略というものをみますと、やはり相当の物量を用意しないといけない。昔は三八式歩兵銃で一人一人ねらい撃ちしておつたから弾薬の消費量も非常に少なかつたのですけれども、いまはまるでよくうろで水をかけるみたいになつて出しているわけですね。そういうのが大体の水準になつてきているのでありますから、弾薬の消費量も非常に多い。そうなる、補給、ロジスティックであるとかあるいは操作する要員であるとか、やはり人間もふえてきてゐる。というのは、その正確を期するために弾着やら観測やら事前のいろいろな準備や、やはり非常に精巧なものになりつゝある。そういう面から、昔の鉄砲担いで歩いてゐた兵隊さんの時代と思想が変わつてきておる。そういう意味において、いまの自衛隊の人間の数が多しといふ私思ひません。しかしながら、その範囲内においても効率的に人間を使つてもらう必要はあるだろう。そういう点では自衛隊も、陸上自衛隊の場合は定員を抑えられて十八万で大体くぎづけにされておるものだから、その内部の改革というものはかなりスピードアップされて進められてつあるものであると思ひます。

それから、空、海につきましては、艦艇、航空機はだんだんふえてくるわけでありまして、したがひまして人間も必要になつてくる。そういう面で、最近ふえてゐるのは、主として空、海でございます。これは近代化のために必要などころでございますまして、以上のような点はぜひ御理解をい

ただきたいと思う次第でございます。

○中馬委員 陸上が十八万人に抑えられておつたけれども、現実を余り御認識になつていないのじゃないでしょうか。十八万人あるけれども、実際には十五万人ぐらひしか集まらないのですよ。その点をひとつ踏まえまして、先ほど言ひましたように、自衛隊のあり方を現在の形に合つたように少し直していく必要があるのじゃないでしょうか。

いま兵員の問題も出ましたけれども、七四戦車が七百台も八百台も必要なのだろうか、どういうときの戦争を想定できるのだろうか。私たち素人としても、そのような戦争がいまの時代に起こるとはとうてい考えられないですね。むしろ、それであれば、四面を海に囲まれている日本としては水際で撃ち落とすことの方が大事ではなからうか、それなりの正面装備の方に向けた方が。戦車や鉄砲を担いだ兵隊さんを使う場面というのはこの島国の日本においては皆無と言つていいのではないかと私たちは思つております。

その点についてひとつ自衛隊も今後見直してほしいといふことをあわせお願いすると同時に、またもう一步進めるならば、陸上自衛隊、海上自衛隊あるいは航空自衛隊、それぞれがやはり官庁になり果てゐるのじゃないか。それ自身が、自分のところにもう少し、陸がこれだけなら海の方もこれだけ予算をといったようなセクシヨナリズムになつて、総合的に本場に日本の国土を防衛する上に必要なものをという観点ではなくて、予算獲得に走つてゐるのではなからうか。そういう点をわれわれは散見するのですが、総理の御認識をお伺ひしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 中馬さんのいまのお考えは、部分的に当たつてゐると思ひます。全面的に採用することはできませんが、やはり一つの鋭い御批判でありまして、われわれはそういう点についてよく戒心していかなければならぬと思つております。

○中馬委員 時代に合わなくなつたものを切らず

して、そしてまた時代の要請に合つたものをふやしていくならば、これはいままでの官庁の膨張と同じように自衛隊の膨張になつていくわけですね。ですから、やはりもう時代にそぐわなくなつたものの、時代的な役割を終つた部署は切つていってしまふべきではなからうか。そして必要な部分に必要な近代的な装備を配備することこそ、本場の日本の防衛につながるのではなからうか。

と同時に、先ほど言ひました三軍というものをこの狭い国土で分けておく必要はない、それぞれの役割りを機能的に考えるならば、これはやはり三軍が統合されて、国家防衛軍になつてしまふべきだと思ひますけれども、これはカナダなどでもやつてゐるわけですね。その点、総理はどうお考えでございますか。

○中曾根内閣総理大臣 戦争前に行われた宇垣軍縮といふのも、四個師団の歩兵をやめて、兵のかわり飛行連隊をつくることとか、あるいは騎兵のかわりに戦車を採用することとか、そういうような機械化をやつたのですね。また、山本五十六さんが航空本部長になつて、大艦巨砲主義をがらつと変えて、機動部隊、航空母艦重視主義に変わった。ああいうような、やはり非常に弾力性に富んだ、活眼を持った変革が防衛については必要でありま

す。そういう点については防衛庁の方も心がけてゐると思ひますが、中馬さんがおっしゃつたようなことは、防衛庁もよく検討して考えてみる必要があると思つております。

○中馬委員 前向きの発言をいただきましたので、ぜひともその線で御検討願ひたいと思ひます。

と同時に、今度は、軍備による防衛の一方で、やはり国民の生命、財産、基本的人権、領土といったものをどう守つていくかということがまずは基本なわけですね。そうしますと、ともすればいま軍備だけで国を守る形が防衛という問題の議論の中に出てまいります。しかし、これはこの国防衛庁にも御質問したのですけれども、防衛庁の範囲を超えた話になつてきますので、ぜひとも総理

としての御見解を伺っておきたいと思うのです。
 先ほど有事法制の問題が出ましたが、私たちは有事法制のことじゃないのです。これは少し誤解しないでほしいのですが、何か事が起こってからというのではなくて、もう少し別の観点——先ほど言いました日本人の生命、財産、こういったものを守っていく上において、いま防衛庁だけがその任務を負わされているような気がするわけですね。たとえば、町づくりのあり方、あるいは韓国みたいに全部高速道路が飛行場になるだとか、あるいはスウェーデンのようにあちこちの岩盤の中に防空壕があるだとか、あるいは西ドイツのようにシェルターが、完全にとはいませんが、そうしているとか、そういったところまでの大げさな話ではないにしても、少なくとも兵員を輸送するときにどうしたらいいだろうか、何か災害が起こったときに、災害と同じと考えてもいいのかもしれませんが、そういったときに飲み水はどう確保されるのだろうか、備蓄はどうなっているのだろうか、こういったような観点は、いわゆる幅広い国防の問題になってくるわけですね。ところが、先ほどお話をありました国防会議にしたところで、この中には建設省も国土庁も入っておりません。国防会議に何か検討させるといったようなお話もございましたけれども、少なくともそういう観点ではなくて、もう一つ幅広いいろいろなところ、本当に日本の民族と領土を守ること、この何か効率的にバランスがとれた形で、しかもそれを防衛庁だけに兵器でということではなくて、行えることがたくさんある。また、しなければならぬ。それをせずして防衛費だけをふやしたところで、国民は決してそれが自分たちを守ってもらっているものとは思わないはずですね。その辺のところの今後のあり方について、総理はどのような今後の御判断をお持ちかお伺いしたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 おっしゃるように、防衛の基礎には国民のコンセンサス、国民の強力な支

援というものが必要でございまして、それがまず基本になければ防衛は成立しないと思ひます。それから、自衛隊だけでやる問題ではなくして、各官庁の全面的な協力がなければ、これまたできるものではないですね。そういう意味におきまして、防衛はあくまで総合的でなければならぬと思ひております。

しかし、いざというときの相手を駆逐するとかあるいは寄せつけないとかという場合の力は、主として自衛隊から発せられる。そういう意味において自衛隊も非常に重視すべきものでありまして、その性能を向上させておくということは総合的に見ても必要であると考えております。

○中馬委員 自衛隊が大事だとおっしゃる。私はこれを否定しようと思っております。しかし自衛隊だけでは、またきのうの話の続きのようになつてしまふけれども、たとえば一つ水道管を破裂されただけで、あるいは停電されただけで、もう国民の方はパニック状態になつて、戦争継続どころではないわけですね。いまの町づくりのあり方、いまのシステム化された日本の社会といたしまして、いままのままで行かれていなければ、これに備えたことがあつて行われていなかったら、これは決して本当に国が守れるものでもないし、自衛隊が幾ら前に進んでいったところで、後ろはもうそういう状態ではなくて、パニックになつていく、そういうことになつてしまふわけですから、その辺のところをあらわしてやっていた方がいいというのがこちらの願ひなわけで、その点についての総理の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 おっしゃるようには防衛は総合的なものでございまして、自衛隊だけでやるものではないと思ひます。人体のようにきわめて有機的な連関を持つておるもので、一つの器官が故障してもすぐほかの器官がストップする、そういう連鎖反応を起こすような状態が防衛の本質にあると思ひます。そういう点については、よくふだんから見きわめて用意をしておく必要があると考える次第でございまして、

○中馬委員 具体的にいまの国防会議でも私は不十分だと思ひますが、有事法制の話ではないのですよ、いま言った一つの災害を想定した危機対応能力の非常に強い日本の国土にしたいという願ひも含めて、そのような各省庁にわたつたものを総合的にまとめる委員会なり部署なり、あるいは国防会議にそのような機能を持たすなり、そのようなことは具体的に何もお考えではないのですか。

○中曽根内閣総理大臣 その問題は、防衛庁あるいは各省あるいは国防会議、そういうものによつて逐次まとめていき、そうして非常に重要な段階になつた場合には閣議全体で当てる、そういう形にならざるを得ぬであろうと思ひます。

○中馬委員 もう時間が参りましたので、最後に、あした十月十二日、いわゆる歴史的な、一つの国民が注視しております判決が出てまいります。これについて予言をするわけではございませぬが、極右の人は場合によつては、この間のテロ事件ではないですけれども、国民のいら立ちの余り、そういうことにすらなつてくる可能性だつてゼロとは申せません。そういう中であつて日本の国を預かる総理大臣としての中曽根さんは、田中さんに対しての何らかの示唆をされるのか、あるいはまたいろいろな意味での対策をお打ちになるのか、現在の御心境をお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 厳肅に、平常心を持つて見守るといふことであります。

○中馬委員 どうもありがとうございます。

○橋之内委員 私、自由民主党を代表して、たい

だい議題となつております両法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。
 国の独立を維持し、国の平和と安全を守ることが、独立国家として最も重要な責務であります。わが国は、国際連合の平和維持活動を積極的に支持し、その理想とする世界平和の表現を期しているところであり、現実の国際社会においては、INF交渉など軍縮への努力は続けられておりますが、いまだその理想を実現するまでには至つておらないのであります。
 むしろ、最近の国際情勢は、ソ連の質量両面にわたる増強により東西の軍事バランスに変化を生じており、また、世界の経済に重大な影響を持つ中東産油地帯の情勢も依然混迷を続けております。このような国際情勢の中にあつて、各国はそれぞれ防衛力の整備に格段の努力を払つてゐるのであります。
 わが国の周辺におきましても、北方領土の軍事基地強化を初めとする極東ソ連軍の増強、朝鮮半島の緊張など、わが国として重大な関心を持たざるを得ないところであり、わが国は、日米安保体制を引き続き堅持して、日米間の信頼関係を一層強固なものとするともに、わが国みずから、憲法の許容する範囲内で、自衛のために必要な防衛力の整備を図ることがきわめて緊要であると確信するものであります。
 今回の両改正案は、海・空自衛官及び予備自衛官の増員並びに任期制自衛官の退職手当の支給方法を改善することなどを内容とするものであります。いづれも妥当な措置であると考えてゐるのであります。
 もとより、わが国の平和と安全は、防衛力整備のみで全うされるものではありません。政府は、今後とも、国民の防衛問題に対する理解と支持のもとに自衛のための国内体制を整備するとともに、積極的な外交、経済等の面の努力を通じて、アジアひいては世界の平和と安定に大きく貢献されることを要望して、私の賛成討論といたしま

す。(拍手)

○橋口委員長 次に、市川雄一君。

○市川委員 私は、公明党・国民会議を代表して、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に反対の討論を行うものであります。

わが党は、現憲法のもとにおいて、わが国の平和的存立を守るための自衛権、そしてその自衛権の具体的裏づけとしての自衛能力の保持は許されるものと考えております。その自衛能力の具体的なあり方については、領土、領海、領空の領域保全に任務を限定した領域保全能力であるべきだと考えております。

つまり、端的に申し上げれば、四方海に囲まれているわが国の防衛のあり方としては、平和国家にふさわしく、周辺諸国の動きを早く知る力、いわばウサギの耳に当たる早期警戒の能力、そして、わが国にもし手を出す国があるとなれば手痛い目に遭う、手痛いしつぽ返しに遭うといういわばハリネズミの針に相当するもの、基本的にはこの二つの力をあわせ持つものであるべきだと考えております。

このようなわが党が合意とする自衛隊構想を踏まえ現在の自衛隊を見ますと、公明党の領域保全能力と共通する要素もありますが、同時に、領域保全能力の観点から見えてふさわしくない要素、すなわち、憲法の枠を超えているのではないかとそのふさわしくない要素の端的な例がシーレーン防衛の構想であり、その強化であります。さらに指摘しなければならぬのは、防衛予算の突出であります。

シーレーン防衛については、何の脅威から何を、いかなる手段で守るのか、そしてどの程度の効果が期待できるのかという基本的な考えが一向に明確にされていない状況であります。政府は、シーレーン防衛は通商路の確保にあると言いますが、実体は、北西太平洋の面の防衛、つまり海域分担の役割を強く要求している米側の要請にこたえ、北西太平洋海域で極東米軍の補完としての

防衛力を強化しようとしているのではないかと、米ソ両核大国の極東海域での核のせめぎ合いの中で、わが国は積極的に米国の極東戦略に一定の役割分担を果たさそうとしているのではないかと疑問を強くするものであります。

平和憲法を有するわが国は、世界平和への貢献として、核兵器の全面撤廃と軍縮の推進に努力すべき立場にあります。ところが、シーレーン防衛の強化は、これに逆行するものであります。

また、最近の防衛予算の突出ぶりはきわめて異常と言わざるを得ません。今年度の一般会計歳出予算の対前年度伸び率は一・四％であります。ところが防衛予算は六・五％の伸び率を示しているのであります。昭和五十九年度の概算要求では、一般会計が三・八％の伸び率であります。一方、防衛予算は六・八％という顕著な伸びを示しているものであります。

一國の平和と安全に深い関係を持つている防衛予算については、国民の理解と支持が不可欠と考えるところであります。いまや昭和五十一年十一月の閣議決定である防衛予算はGNPの二・一％以内という歯どめすら突破しかねない状況であります。わが党は、日本が米ソ軍拡の一方に加担し、軍事力拡大の道を歩むことには強く反対するところであります。

わが党は、以上の基本的立場から、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

なお、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきましては賛成であります。(拍手)

○橋口委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対し、一括して賛成の討論を行うものであります。(拍手) さきの大韓航空機事件に見られるごとく、わが国を取り巻く極東の軍事情勢はきわめて厳しいものがあります。とりわけ百八基のSS20を初め、

陸、海、空すべての分野にわたって増強を続ける極東ソ連軍の存在は、わが国にとって重大な脅威を形成しつつあります。しかもソ連は、単に極東のみならず全世界的規模で軍事力の増強を進め、西側諸国全体に対する大きな脅威ともなっているものであります。

こうした情勢に対し、わが国が憲法と国民合意を踏まえ専守防衛に徹した適正な防衛力を整備することは、独立国としての当然の責務であります。それは同時に、自由と民主主義を共通の価値とする西側諸国の一員としての日本の国際的責任でもあります。

もとよりわれわれは、米ソのデタント回復や相互主義に立つた核軍縮の促進等、世界平和実現に向けてのあらゆる努力を尽くすよう主張しております。また対ソ関係においても、真の日ソ友好の実現を強く希求しているものであります。

しかし、残念ながら現在の国際情勢は、こうした平和への努力とあわせて日本としての自主的な防衛努力が不可欠であることを明確に示しているものであります。

なお、私は、防衛力整備を進めるに際しては、単に多額の予算をもって正面装備を充実するだけでは十分であると考えるものです。正面装備の充実とあわせて、三自衛隊の統合運用の強化、指揮・通信・情報システムの整備、基地等の抗堪性の向上等を初め、有事法制や奇襲対処方針の確立等の法的整備を図ることがぜひとも必要であります。こうした総合的な努力を通じてこそ、わが国の国情にふさわしい質の高い防衛力が整備されるものと確信するものであります。

政府が今後、かかる努力を傾注し、わが国の防衛力整備に遺憾なきを期されることを強く要望し、私の賛成討論といたします。(拍手)

○橋口委員長 次に、中路雅弘君。

○中路委員 私は、日本共産党を代表して、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。現在、多くの国民は、アメリカが行う戦争に日

本が巻き込まれる危険を感じている者が七八％いるという世論調査結果に見られるように、自民党の軍拡政治のもとで戦争に巻き込まれる不安を強く抱いています。

ところが中曽根内閣は、一月の日米首脳会談の際の日米運命共同体、不沈空母、四海峡封鎖発言、五月の先進国首脳会議の際のヨーロッパへのアメリカ新型核兵器配備断行発言、日米安保条約とNATOの一体化などによって、日本の核戦場化、アメリカ有事の際の自衛隊参戦の危険を一段と強めています。

加えて今法案は、自衛隊員を約二千名増員し、予備自衛官も二千名増員する新たな軍拡法案であります。政府は、対米従属、憲法違反の自衛隊を、国民世論や予算、人員などいづれの面でも聖域にし、ひたすら増強しようとしていると言わざるを得ません。

とりわけ今回の自衛隊増員の中身は重大です。今回の増員は、ミサイル護衛艦や潜水艦、対潜哨戒機P3C、制空戦闘機F15、早期警戒機E2Cなどの就役に伴うものとされています。特にP3Cについては、対潜情報の収集、分析に直接携わる音響業務隊とプログラム業務隊の要員が初めて計上されています。次いで日米共同作戦の指針、ガイドラインの研究スタッフの増員であり、さらには陸、海、空三自衛隊の実動態勢を強化する中央指揮所の開設準備要員です。

これらがいづれもレーガン米政権の対日軍事分担要求に沿ったものであり、中でもその対ソ戦略上のシーレーン防衛、海峡封鎖という対潜、対空能力強化に積極的な協力、加担した増員であることは言うまでもありません。

中曽根首相は、春の通常国会で、日本が直接武力攻撃を受けていない状況下でも米軍による単独の海峡封鎖を認め、今国会のわが党の議員の質問に対してもこの見地を繰り返しました。これは、P3Cによる対潜情報の米側への提供や、ことしの防衛白書が海峡封鎖を排除するために敵が日本に進攻するおそれがあると認めていることなどと

あわせて、日本の安全に直接関係のないアメリカ有事の場合にも日本がいやおうなく戦争に巻き込まれる危険があることをはっきりと物語るものです。改めて、今回の自衛隊増員は、日本の真の平和と安全にとって見逃すことのできない重大問題と指摘しなければなりません。

対米従属軍隊自衛隊の増強が、アメリカの核戦略を一層補完、強化することは明白です。たとえば政府は、首相の日米運命共同体発言が示すように、アメリカ有事の際、運命をともに分かち共同作戦の展開を避けたいものと考え、アメリカの核戦力の有力部隊との日米共同演習を日常化し、参加艦艇、航空機、人員、演習区域の拡大を初め、内容の高度化、実戦化をとめどなくエスカレートさせています。

加えて、レーガン米大統領が、有事の際、核兵器を先に使用すると核の先制使用を公言しているのに対して、中曽根首相は今国会でも、核兵器を使わないとは言っていないことが大きな抑止力など、抑止力を口実に核の先制使用を容認し、同時に、原子力空母カール・ビンソンの日本寄港を初め、核攻撃機F16の三沢配備、日本を母港とする第七艦隊所屬艦船への核巡航ミサイル装備などを肯定、日本への公然たる核兵器持ち込みや民族死滅の破滅的な惨禍につながる危機を激化させていることはきわめてゆゆしい問題であると断ぜざるを得ません。

さらに、自衛隊増強による防衛費が国民生活予算を切り捨て、四年連続で突出していることも重大な問題であります。これは、日米軍事同盟下の対日軍事圧力が国民生活をも圧迫しているものであることを端的に示すものであります。

最後に、現在何よりもわが国に求められているのは、こうした自衛隊増強、軍拡競争による軍事大国への道をきっぱりと断ち切って、国民をアメリカの戦争に巻き込む根源、日米軍事同盟を廃棄し、非核、非同盟、中立の道を歩むことであることを重ねて強調し、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対する反対討論を終わります。

ます。
○橋口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○橋口委員長 これより採決に入ります。
まず、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)
次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋口委員長 この際、防衛庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。谷川防衛庁長官。

○谷川国務大臣 一言ごあいさつ申し上げます。ただいま防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、慎重な御審議の結果、御可決をいただきまして、まことに感謝申し上げます。次第でございます。

本委員会における審議の内容を十分に尊重いたしました。防衛庁に与えられました任務の遂行に全力を尽くす所存でございます。
どうもありがとうございました。(拍手)
○橋口委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時三十八分散会